
平成22年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成22年6月10日 (木曜日)

議事日程(2)

平成22年6月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 益田美恵子 | 2番 貝掛 俊之 | 3番 田島 憲道 | 4番 辻本 一夫 |
| 5番 小田 武人 | 6番 岡 夏子 | 7番 今井 保利 | 8番 川上 誠一 |
| 9番 松上 宏幸 | 10番 本田 哲也 | 11番 中西 定美 | 12番 室原 健剛 |
| 13番 横尾 武志 | | | |

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | |
|----------|----------|----------|
| 局長 江嶋 勝美 | 書記 古野 嘉子 | 書記 本郷 宣昭 |
|----------|----------|----------|

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|---------|------|--------|-------|
| 町長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 鶴原洋一 | 教育長 | 中島幸男 |
| モーターボート競走事業管理者 | 仲山武義 | 会計管理者 | 入江真二 | 総務課長 | 占部義和 |
| 企画政策課長 | 吉永博幸 | 財政課長 | 柴田敬三 | 都市整備課長 | 大塚秀徳 |
| 税務課長 | 境 富雄 | 環境住宅課長 | 守田俊次 | 住民課長 | 佐藤一雄 |
| 福祉課長 | 藤崎隆好 | 地域づくり課長 | 内海猛年 | 学校教育課長 | 鶴原光芳 |
| 生涯学習課長 | 本田幸代 | 病院事務長 | 小池健二 | 管理課長 | 大長光信行 |
| 事業課長 | 小野義之 | | | | |

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず、7番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。平成22年度芦屋町議会第2回定例会一般質問通告書、これを読み上げて第1回目の質問といたします。

件名、町長の施策について。要旨①この3年間で地域の活性に向けて具体的に何を重要な施策として取り組んだのか。取り組んでこられた施策の内容についてご説明を願いたいと思います。

そして、要旨の②としまして、取り組まれた施策の結果として、町がどのように活性化したのかをご説明願いたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

船頭町駐車場の件は、今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

すみません。質問していません。書いてありますが質問していませんのでカットということで。

○議長 横尾 武志君

質問してない。(発言する者あり) ちょっと待ってください。

○議員 7番 今井 保利君

この質問を撤回いたします。

○議長 横尾 武志君

撤回されるのですか。

○議員 7番 今井 保利君

はい。撤回の理由は、この後、他の議員から同じ質問がありますので、撤回いたします。

○議長 横尾 武志君

ただいま今井議員から、要旨3の船頭町駐車場については撤回をいたしますということで、これ取りやめます。

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、今井議員の一般質問の、町長の施策についてということで、この3年間地域の活性に向けて具体的に何を重要な施策として取り組んだのか。その2として、取り組まれた施策の結果としてどのように活性化したのか説明を求めるという質問でございます。

まず、今井議員の質問につきましては、まず第1として、地域の活性化に向けて何を重要な施策として具体的に取り組んだのか。そして施策の結果、町がどのよう

に活性化したのかという質問でございます。この2つの質問は、いわゆる実行、何を実行したのか、そしてその成果ということでございますので、実行と成果という表裏一体のものでございますので、それをあわせまして、成果を含めてご一緒に説明させていただきます。

まず、私が町長に就任するとき、町民の皆さんにご呈示したものとしてマニフェストがございます。町民との約束事でございますが、これは私が町長に就任させていただいたならば、芦屋町の再生、活性化のためにこのような施策を推進するとお約束したものであり、その実現のために日々努力しておりますので、この点をマニフェストの中から活性化に関する事項を中心に答弁させていただきます。

まず、皆さんが主役のみんなで作る町の施策に関してでございます。

ここでは、出前町長室、住民への積極的な情報提供や協働の地域づくりという住民の皆さんと行政のキャッチボールを活発にする施策。内部的には役場の組織を見直し、機動力を高めるとともに、重要課題の検討に当たる組織とすることです。

出前町長室につきましては、20年7月から始め、実施件数は4件とやや不満ではありますが、自治区の課題や要望を聞く機会として非常に大切な機会と考えています。住民の皆さんのもとへ出向くことで、私を含めて、職員がいま一度住民目線へ立ち返る機会にもなって、貴重な機会であります。

また、住民との協働の地域づくりのためには、19年9月に住民参画まちづくり条例、さらにその推進のために住民参画推進会議設置条例を制定しております。近郊で事例のないこのような住民参画の取り組みを進めたのは、条例を検討していただいた住民の方のご努力が大きいところであります。着実に職員の意識が変わっているのを実感している次第であります。情報の提供に際しましても、22年4月に町ホームページを全面的に見直しており、誇れるホームページにしていきたいと思っております。

21年1月の組織の見直しについては、自治区を担当する部署を地域づくり課に明確に位置づけ、さらに企画政策課には総合政策係を設け、重点課題の取り組み強化をすること。さらに、福祉に関連する部門を統合する等の組織改変を行っております。

自治区を担当する地域づくり課にあっては、区長会議へ必ず出席しているほか、研修事業の動向等により地域と行政の距離が確実に縮まってきており、区長さんの評価もいただいております。これからのまちづくりは行政と住民の皆さんとの協働は欠かせないものであり、現在の形は随分よい形となっております。

また、福祉窓口の一本化については、組織の横の連携がとれた上でワンストップサービスが実現され、確実に相談者サービスが向上していると自負しております。企画政策課に総合政策係を設置しておりますが、行財政改革の推進、新たな振興策の研究にも取り込まれる体制ができました。

第2は、最小の経費で最大の効果を上げる町に取り組んだ施策でございます。

ここでは、行財政改革を柱として、関連する住民窓口の民間活力の導入、職員の意識改革、町有地の積極的な売却、競艇場の合理化や収益の確保など、芦屋町を運営するための骨格となるものです。

行財政改革につきましては、集中改革プランの単年度効果額としては、19年度に3億7,500万円、20年度は3億6,400万円、21年度は、現在取りまとめ中ですが、3億円以上の効果額を見込んでいます。さらに、22年度からは、向こう5年間を新たな計画期間とする集中改革プランの第2ステージに取り組んでお

ります。町民の皆さんの福祉や生活を守るため、健全な行財政運営を目指してまいります。

職員の意識改革については、平成20年9月に職員倫理条例、同年度に職員の能力開発を進める人材育成基本方針を策定しております。また、比較的小さな町有地につきましても、過去3年度で1億1,600万円以上の売却を行って歳入の確保に努めております。

競艇場につきましては、下げどまりがなかなか見えない現下の厳しい状況の中、投票業務を除き民間委託化を進めるなど、徹底的なコスト削減を図る一方、売上向上策についても着々と手を打ってきており、19年度から関係機関や周辺地域の方々と協議を進め、年々、本場開催や場間・場外の発売日数を確実にふやしております。ちなみに、営業日数ベースでいきますと、平成19年度の営業日数は芦屋競艇216日でしたが、本年度は約100日ふえて315日の営業日数といたしております。

また、本年度からは芦屋町念願でありました競艇事業の単独開催、さらに全国初となるモーニングレースを75日間開催することができることになっており、電話投票を中心に売上を伸ばす努力をしております。

さらに、ファンや関係者など、昨年設置したアシ夢委員会で検討されたアイデアも次々実行に移すほか、外向け発売所をリニューアルさせ、ファンの獲得にも力を注いでいております。

第3番目として、安全・安心で暮らしやすい安らぎの町とする施策を紹介します。

安心・安全といったものは、ふだんの生活の中でなかなか意識できないものです。また、意識できなければ簡単に見落とししてしまいます。しかし、私は平成17年に起こった福岡西方沖地震は忘れもしない出来事であり、仮に地震ではなくても洪水や津波が起こったとき、住民の生命を守る義務がある常日ごろより考えております。この見えない不安に対処するため、去年は全町に防災行政無線を整備し、洪水ハザードマップを作成して全戸配布しております。現在、地震・津波のハザードマップを作成しており、さらに本年8月に全町一斉防災訓練を実施する準備を進めております。住民の皆さんに安心・安全を与えることが徐々ではありますができております。

芦屋町の重要課題の1つに交通手段の確保がございます。西鉄バスの撤去に伴う芦屋タウンバスの運行もその1つでございます。特に、田屋・はまゆう団地へ運行するバスについては運行本数が少なく、芦屋タウンバスの路線延長も含めて検討する必要があります。あわせて、町全体の公共交通の利便性を増す必要もがございます。暮らしやすい町とするために全体計画の策定について考えているところでございます。

次に、第4は、美しい町をもっときれいな町とする施策でございます。

ご存じのように、自然や環境は放置していれば崩壊あるいは破壊されていく場合があります。その1つが洞山です。住民の皆さんにとっては遠足や釣り、あるいは家族との行楽の場として思い出深い場所だと思います。幸い、昨年度に民間の寄附金を原資として崩落防止工事を実施しております。洞山の崩落防止工事も多くの方の思いによって実施できたものですが、私自身としても微力ながらお役に立つことができたのではないかと考えております。洞山が整備されたことにより、観光面でも入り込み客の増加、地域への波及効果といったものが十分期待できます。

もう一つの課題は、永遠のテーマかもしれませんが、ごみの資源化や分別、環境

に関する施策です。

幸い、芦屋町から排出される可燃・不燃・粗大ごみの合計は、平成19年度4,598トン、20年度4,353トン、21年度は4,196トンと減量化は着々と進んでおり、18年度と21年度を比較しますと18.2%の減量化が図られています。また、資源物の集団回収においては、20年度から全自治区で取り組みが行われるようになり、昨年までに4地区をモデル地区として支援を行い、その取り組みを広げようとしております。

第5点目ですが、活気あふれる、人がいっぱい町にする施策であります。

役場につきましては、アスベストの問題があり、住民及び職員の健康を考えれば、改修の時期にあると判断しました。その際、住民の皆さんの利便性を考え、町全体のワンストップサービスとして、21年1月から芦屋郵便局を庁舎に入居させ、全国的にも珍しい取り組みを実施いたしました。このことによって住民の皆さんの利便性の向上などが図られております。

自治活動の支援については、19年度から自治区と行政の意見交換の場として自治区加入促進会議を発足させ、自治区の加入率の向上や活性化策などについて意見交換を行っております。過去、このような取り組みは行われておらず、問題解決には至っておりませんでした。まず自治区と行政の信頼関係を構築する第1歩となったことは確かです。

町の今や将来を考えるときには、地縁で結成されている自治区抜きでは考えることはできません。それぞれが今よりももっと強い信頼関係を構築していかなければならないと考えております。

ボランティア活動の支援については、町民会館の改修にあわせて、本年3月、ボランティア活動センターを開館させております。この3カ月間で24団体と5人の個人の方が登録され、これまで534人が利用されています。幸い、非常によい人材を雇用することができたおかげで、既にボランティア交流会が開催され、32件の相談実績、ボランティア活動センター通信の発行、パソコン相談日を設けるなど、活動内容は充実しております。これからは非常に高いスピードで高齢化社会を迎えることが予想されております。また、成熟した社会には、他人の役に立ちたいと考える人も多くおられます。まちづくりの基本は人材であります。本当によい事業に着手したと感じております。

6番目として、心豊かにわくわくきらきら学びの町にする施策であります。

どのような町にとっても、人口対策のために不可欠なものは教育であると言われております。芦屋町では、いち早く規範意識を高め、さわやかな若者を育てるプロジェクトに取り組んできておりますが、さらにきめ細かく教育効果を高めるため、小学校4年生までを35人学級とし、一人一人の個性を育てております。

35人学級については、平成20年度から取り組みを始め3年目になりますが、すぐに効果が出るものではありません。しかし、児童にとっては行き届いた指導が受けられやすくなっていますが、何よりも保護者にとって不安なく小学校へ送り出すことができるという安心感を与えることができております。

また、教育関連では、21年1月から住民の皆さんへの利便性の向上として教育委員会を本庁へ移転させ、さらに保育所と幼稚園の連携、さらには小学校や中学校との連携を図っており、その間で確実に情報交換ができ、その点でも保護者に安心して芦屋町の教育に預けられる意識が芽生えてきていると感じております。

さらに、長年の懸案でありました生涯学習基本構想の20年度の策定が完了し、

21年度から芦屋塾という講座を提供することで、芦屋町で生活する人がいつでもどこでも学べる環境を少しずつ整えております。特に、仕事の第一線を離れた方々には、芦屋町でも十分生涯学習環境が整えられたこととなります。人づくりや教育といった面ではすぐ効果のできるものではありませんが、十分環境面ではここ3年間で新しい取り組みができたと思っています。

7番目といたしまして、お年寄り、障がい者、女性などの気持ちを生かせる優しい町に関する施策です。

相談者の気持ちになれば、芦屋町で済む相談や申請などは1カ所で終わることが必要です。その点でも介護や福祉、健康に関する相談などがワンストップで行えるように、平成21年1月の庁舎の移転のときから実施しております。これまで芦屋町に不足していた子育て支援に関しましては、22年4月に子育て支援センターを新たに配置し、保育士をセンター長として置き、ハード・ソフトとも他の町に負けないように充実させており、4月の利用者数は親子合わせて492名、5月の利用者数は345名と、潜在的なニーズは改めて高い位置にあったと感じております。

子育て支援に関する施策は、教育面ともども人口対策として非常に有効であります。図書館を含む中央公民館のリニューアルに関しましては、長年の住民の皆さんの希望でありましたが、過疎債を初め各種の補助金を投入することで決断できました。本年6月、今月の6月下旬にオープンすることになっていますが、新規の図書1万6,000冊を含む5万2,000冊の蔵書でスタートします。暮らしやすい町には図書館や生涯学習の場の充実を図ってまいることは不可欠でございます。

8項目めといたしまして、活気あるにぎわいあふれる町に関する施策です。

芦屋にはさまざまな財産があります。先人が残した名器芦屋釜、10万人以上が訪れた砂浜の美術展、町ににぎわいや活力を生ませようとする人材、これらすべての情報を発信し育てていく必要があります。芦屋釜の里については、芦屋釜の復興という国レベルの取り組みを初めいろいろな事業を行っており、もっと多くの人に訪れていただく必要があります。そのためには敷居が高いという印象を取り除く必要があります。観光面でのPR活動を地域づくり課を中心に推進し、文化面でも、春と秋のコンサートを実施、もっと多くの人に訪れてほしいと思います。

また、文化施設では、入場者を確保することが難しいと言われる中でも、19年度には1万9,894人、20年度に1万7,440人、21年度に1万9,046人と一定の入園者が確保できており、経済的には把握できておりませんが、周辺への一定の波及効果が生まれているものと考えております。

行政として人を楽しませ、町を盛り上げるため、芦屋夜市を初めイルミネーション祭り、手づくりフェア、だごびーなとわら馬まつりなど、開催していただいている人たちの気持ちをつないでいく必要があります。このようなイベントが町で行われることは非常に心強いものがあります。ただし、一生懸命取り組まれている団体へ行政の考え方を一方的に押しつけるわけにはいきません。そこで、行政としては人的な支援を中心として、協働の基本となる信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、このような取り組みを各所で進め、住民の皆さんと行政の距離を確実に縮めてまいりたいと思います。

10項目めとして、花火大会の再開についてでございます。

花火大会は平成19年度に実行委員会組織で再開することができましたが、あいにく昨年は大雨による影響で中止となりました。花火大会については、申すまでも

なく、大正時代から続いており、町民の皆さんの心の中に刻み込まれた伝統行事です。経済効果については、一夜限りという課題もありますが、アンケート調査では必ず町民の皆さんが誇り得るものの上位に入っております。

このほかにも船頭町駐車場の活用に関する第1回目の公売は不調に終わりましたが、再度船頭町駐車場への商業施設の誘致に取り組んでおり、雇用や生活利便性、町の歳入の確保、芦屋町の町なか再生に結びつけていきたいと考えております。あわせて、芦屋町全体への雇用の確保などについては、これまでの工場誘致条例を全面的に見直し、新たに平成21年4月から、企業誘致条例を制定し、対象業種の拡大のもと、一定の雇用が図れる条件であれば固定資産税の課税免除などの措置が図れるようにし、企業が進出しやすい環境を整えております。

また、不況対策、町内事業所の雇用確保や振興という視点に立って次のような取り組みを実施してまいりました。県内でもいち早く取りかかった地域振興券の発行事業については、商工会の協力を得まして21年3月には総額2,200万円、21年6月には総額2,300万円、21年12月には総額4,950万円の発行をいたしております。町内事業者の振興、住民の皆さんの生活防衛に役立ったと認識しており、本年度も続けていくこととしております。

町内の事業者の方が利用する制度融資についても、21年度は信用保証料の助成を実施しており、12件の利用、約89万円の助成を行っております。

町が発注する公共工事につきましても、入札改革によって1,000万円以上の一般公共入札に参加できない町内事業所の現状を見直し、3,000万円以下の一般公共入札については原則町内事業者とする見直しを行い、22年度より実施し、受注機会の拡大を図っております。

事業の創出及び雇用面では、国の支援を受けながら緊急雇用創出事業を21年度から実施しております。21年度は事業数が5本、事業費総額が約2,200万円、全体の新規雇用数が43人に達しております。22年度についても介護福祉士の養成、保健師の雇用事業に着手しているほか、別途に緊急雇用創出事業を実施する予定としております。

浜口、高浜町営住宅跡地については、人口対策、地域への経済効果、税収対策として戸建て住宅をとした民間への売却を現在行っているところであり、民間事業者の進出を期待しております。

観光・交流人口の増加といった経済面での効果を目指すものとして遠賀川に係る環境整備がございます。本事業につきましては、国交省の遠賀川河川事務所へ整備要望の結果、平成22年度に山鹿地区に水辺整備事業として工事着手されることになっております。さらに、遠賀川下流部のなみかけ大橋の上に、整備されたままになっております陸橋への接道整備を平成22年度に福岡県で実施することになり、この結果、芦屋橋から国民宿舎への遠賀川沿いの回遊ルートが整備され、魚見公園を含めた山鹿地区の環境が格段に向上しますので、入り込み客の増加などを期待しております。

同じく、22年度から、国によって工事着手される祇園崎地区の魚道改良事業も景観もさることながら、整備後の入り込み客の増加を期待しております。

以上、少し長くなりましたが、私が町長就任時に町の再生のため、活性化のため、マニフェストとして掲げさせていただきました議員ご質問の、地域の活性化に向けた具体的な施策と成果について説明を終わらせていただきます。

なお、多岐にわたっておりますので、各論についての質問には所管から答弁をさ

せませす。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

約9項目、大きな題目で9項目について、活性化はということでご説明ありがとうございました。

この今9項目お聞きしたなかを、私なりに今書きとめてみましたけれども、非常にいろいろなことをやっておられます。結果としての今町長のご説明の内容の、私も少しラフにまとめておりますけれども、利便性というものを1つ重要視されてこの9項目をやられている。そして、その中で観光とか、今あるお年寄りだとか、今美しい町がある、自然をどうする、そして安全・安心まちづくりというような、いわゆる現在ある町の中をどのようにしたらいいか。図書館とかいろいろ財産という言葉もたくさん出ております。こういう項目がほとんどを占めていまして、その中で町長が効果としてお話をさせて、聞いている中では、人の入れ込みの数字を効果としてある。実際に花火ですとかを今言われました。いろんなことを言われましたけど、人の入れ込みということでは、その効果をどのようにとらえておられるのか、具体的に人の入れ込みはこうあったよというのがありましたら、まず1番目にそれをお答えいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

人の入れ込みの効果を具体的にあらわすには、やはりどのぐらい、お金が落ちたかどうか、経済効果がどうかということだろうと思うんですが、その辺がちょっと活性化という大きな大義の中で、それではかれるものとははかれないものがあるわけですね。数値で、今私がる町の活性化というのは、数値であられるものとしては、税金、土地を売った固定資産税がどうだとかというような形の活性化。それから数値であらわせないもの。生きがい、言いましたように、町民の方の生きがい、これも活性化なんです。それから心の問題、そして意欲、そういうことも含めて総合的に活性化とはそういうものであると私は思っております。

議員ご説明の、何か形としてあらわれるというのは、非常にそれを出すというのはなかなか難しいことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございました。今言われましたように、先ほどから9項目ご説明あった中、大別しますと、今町長もお答えになったように、数字であらわせるものとあらわせないものがある。数字であらわせないものは非常に効果を私がここで聞いても難しいという判断ですけれども、あくまでもこれは税金を使ってやっていることです。やったことに対しては数字で効果を出すというのが執行部の役目だと私は思います。難しいと言えれば確かに難しいでしょう。しかし、問われたら、税金はこのように投入しましてこういう効果があった、数字であらわせなくてもこういう効果があったと答えられるように今後はしていただきたいと思う。これは難

しいことですから。

ただ、じゃ、残りの数字であらわせた言葉を私なりに今数字の中でばあっと9項目見てみました。1つは、2番目の大きな項目で、行財政改革をやられたということで19年3億5,000万、20年で3億6,400万、21年度で3億円少しということで言われた。そこで、今度ボートの話になって、売上を上げるよと言ったけれども、そこでは数字は出てこなかった。最終的に数字が出てきたのは、最後の9項目めの雇用の面において制度融資で12点ありましたよ。それから21年度雇用で43人、2,000万出しましたよという効果。金額はそれだけだった。

実際にこの効果金額、私が今言った中以外に大きな効果金額、私がもし聞き逃したり、または、いや、こういうことも効果金額があったんだよということがあれば補足していただきたいと思います。なければ次の質問に移ります。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今言われました数字、いわゆる数値目標による行財政運営につきましては、行政改革の中の集中改革プランにはそのような形で取り組んではおります。したがって、その集中改革プランのそれぞれの実施項目の中で、これについては議会に対しても町民の皆さんに対してもご説明しておりますので、そのように数値目標を定めた中で行財政運営をやっておるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。今のご説明についてはそうすると行財政改革、先ほど私もこれは言いましたので、ほかに見落としはないということで、話を進めていきます。

実質的に、先ほど町長のご説明の中で、町長の施策、町の施策、これはリンクしていると思いますけれども、効果としての効果金額というものを見ますと、行財政改革、外に出ていくお金を抑える。これは国でも家庭でもどこでもやっていることです。これは非常に重要なことです。今後もしっかりと私たち議会もそれを見つめて、そういう努力をしたいと。前回の議会で我々議員の報酬も下げた。いろいろ努力はしています。

それでは、もう一つの片方、これは何でしょう。それはと収入を上げることでふす。この施策は今の9項目の中で少しあります。いろんなところで、例えば最後の雇用のところでは、言われましたように、企業誘致をすればいろいろなお話がありましたけど、実際、収入が上がっているような政策というのは、私には現在見られない。

平成20年度にも私この内容で同じ質問をいたしました。町の活性化について重要な施策は何ですか。そのときの20年の回答、2年前、約3年前の回答では「大きな資産としては船頭町と浜口の跡地の開発事業です。これを2年前からやっております」。きょうの中にも出ていました。実際ですけれども、これについてはまだ終わっていない。これからの期待をするわけです。それから、その際にやはり言われていましたけれども、19年には3億7,000万の集中改革プランを実施しておられますという数字的な効果の中で言われた。

そこで私は質問をいたしました。今ある地域活性化、必要なことは何かということで、私はこういうお話をしております。そのときの議案を持ってきておりますけれども、それをもう一度読みます。「この地域の再生、雇用の創出努力をぜひやっていただきたいと思います。注文をつけるとすれば、芦屋町の今までの過去の経緯をひもときますと、終戦後、ボートを持ってきた。米軍が来た。米軍が撤退した後は自衛隊を持ってきた。そのような先人、執行部の方々も、周りの人たちもいろいろ物すごい大きな雇用の場を創出してきたわけです。だから、今のこの芦屋町はある。そこでお聞きしたいのは、さらに雇用の場をつくるために大きくここできちんと行政と議会と一緒に、もう少し大きなターゲットに進みましょう」という質問をしました。執行部の回答です。20年にこう言われています。「1月から企画のほうに総合政策係を設置して、いろいろなプロジェクト、それから全庁的な緊急課題に取り組むようにしています。したがって、今言われました」――私の発言です。「もう少し大規模な大きな雇用の場づくりの計画については、その中で研究を進めて、どのような形になるかということを中心にしたいと思います」ということが2年前、約3年前のご回答でした。その後、これについてはどうなったかのご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

21年1月の組織の再編により、企画政策課の中に総合政策係が設置されております。現在、総合政策係のほうでは、先ほどご説明申し上げました、執行部のほうよりご説明がございました船頭町駐車場と町営住宅跡地、この2つが大きなプロジェクトとして考えておりますけれども、この1つでございます町営住宅跡地の売却です。これに係る重要施策を行っております。それと雇用とか企業の誘致、こういったものについても、企業誘致条例、そういったものをやろうじゃないか。そういうふうな研究と、そこら辺の発端も総合政策係のほうで始まっておりますし、研究の成果というのは今現在、十分にはお示しできませんが、検討は行っておるといような状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと補足させていただきます。

今、進行中でございますので、詳しいお話はまだできませんが、雇用の場でいいますと、福祉関係の施設、これが今協議中でありまして。それから、ある企業さん、これも芦屋はご存じのように土地がございません。企業誘致するほどの大きな土地はございません。やはり福祉関係だとかそういう方がぜひ芦屋に来たいということで、今そういうふうなことでお話は承っておりますが、まだ入り口の段階。お一方は、入り口から少し、座敷ぐらいに上がってきたかなという段階であります。

もう一つが大君焼却場跡地、この問題でありまして、これもいろんな打診は来ております。ただ、うかつに結局話に乗るわけにはいきませんので、いろんな形の中、いろんな方面で相手方の調査をしなければなりません。そういう形の中で、今はまだお話できない部分が進行中の芽があるということだけご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。ぜひそういうような福祉の関係だとかそういう雇用の場が促進されることを願います。

しかし、私が言いたいのは、ここでもう一回、20年にも言いましたけど、やはり町の施策の中の大きな柱として、新しい財源をつかんでくるというのは必要なんです。今の芦屋町に。確かに行政財政改革一生懸命やっておられます。我々も認めています。町の人も認めていると思うんです。だけど、新しい5年後、10年後を見る中では、芦屋町に今ある財産をもう一回磨き直してそれを収入の核とするのか、公園観光とかいろいろあります。いろいろ言われています、観光があるからこれをやろうとか。だけど、その施策の中で、じゃほんとにそれをというのは、私にはまだ見えない。町民の人も同じだと思う。それか、全く新しいものを芦屋町に持ってくる。今までの芦屋町はその新しいものを持ってきたからここまで来たと思うんです。先ほどもお話ししました。米軍であろうが自衛隊だろうが、日本鑄鍛鋼だろうが。そういうのがあったからこそ今ある芦屋町のいろんな図書館が新しくできたり公民館も今度、そういうことができていると。だけど、今芦屋町は、その次の収入がない。これはもうわかっておられる。だから、もう一度声を大にして言います。ぜひ今現在ある企業誘致という制度もできましたけど、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、多分1人の問い合わせもないと思う。といいますのは、私がこの企業誘致、私も委員会ですから見ました。調査しました。ほかの町より何もいう、なんでですか、まさるところがないんです。そして今言われましたように条件的にも芦屋町にもそのような土地だとかがない。土地がなければ、指定区域をいろいろ考えて、町長それから見で考えて、ここは工業地域にしていこうじゃないとか、それやっても5年、10年かかると思うんです。そういうふうに総合的に、芦屋町をよくするためには今9項目の町長、いろんなたくさんいいことを言われましたけれども、これにプラス新しい血をそそぐ政策をぜひ出していただきたいというのが本日の私の質問の要旨です。ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

次に、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。第1に、子宮頸がんの予防ワクチン公費負担について伺います。

子宮頸がんは、世界で2番目に多く発生している女性特有のがんです。最近では20代や30代でかかる人が激増しており、死亡率も若年層で急激に上昇しています。年間1万5,000人の女性が罹患し、3,500人が亡くなっています。子宮頸がんの原因は、99%HPVウイルスの感染によります。ほとんどの場合、初期の段階では自覚症状がなく、不正出血や痛みなどがあるときは既にかかなり進行している場合が多く、命が助かっても子どもが産めなくなったり、後遺症が残って精神的に

非常に苦痛が大きいということになります。

さて、このがんを予防する画期的なワクチンが開発されて、日本でも昨年末に承認、販売されることになりました。子宮頸がんは予防できる唯一のがんです。ワクチン接種で感染を予防し、定期検診を行うことで100%予防できます。感染からがんになるまで5年から10年ですから、性行動が始まっている年齢前に接種するのが効果的で、ウイルスに感染してしまってからでは効きません。

女性は、自分の人生と健康を自己決定する権利があります。性教育とともに、がんにならない対策、情報、教育、手段を社会の責任で実現していく体制をつくる必要があります。

先進30カ国では、11歳ぐらいから既に公費による接種が実施されています。ワクチンは半年の間に3回の接種が必要で、自費では4万から6万円かかります。少女の接種は親の経済力や知識の格差がそのまま反映する可能性があります。予防ワクチンの公費負担補助は、国や自治体で早期に実現していくことが求められています。既に新潟県魚沼市、埼玉県志木市、兵庫県明石市、東京都杉並区では全額助成を行っており、他の自治体も次々と公費助成が広がっています。芦屋町でも、一日も早いワクチンの公費助成の実現に取り組むようお考えをお伺いいたします。

次に、小規模多機能施設について伺います。

2006年に見直された介護保険法では、介護予防法以外に地域密着型サービスと言われるサービスが登場しました。この地域密着型サービスとは、利用者が高齢になっても介護を必要とするようになっても、住みなれた地域を離れることなく利用できるようなサービスのことです。新たに制度化された小規模多機能型居宅介護施設は、利用者が通う、訪問する、泊まるをトータルに利用できる施設です。デイサービスを中心に、要介護者の容体や希望に応じて随時ホームヘルプサービス、ショートステイなどを組み合わせてサービスを提供するという一方で、24時間365日の安心を確保するサービスの拠点と言えます。

従来、デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイはそれぞれの別の事業所、別のスタッフが行っているサービスです。それが1つのところで常に接している顔なじみのスタッフからすべてのサービスが受けられるということは、利用当事者にとっては、より安心が増し、便利にもなります。また、家族介護の負担を軽減することにもなり、住みなれた家や地域で安心して暮らし続けるという在宅介護の実現ということでは大変有意義な施設と注目されています。

介護保険広域連合の第4期介護保険事業計画の中でも、総合的にサービスを提供できるので、過疎地域に有効とし、今後も大きく伸びる傾向を示しているとしています。福岡県内では、県南部では積極的にサービスされていますが、県北部では余り整備されておらず、特に遠賀郡では、岡垣町に1カ所あるだけです。今後、芦屋町においても整備していくことと考えますが、どう認識されているのかを伺います。

第3に、芦屋基地について伺います。

政府・防衛省は、2009年10月28日に、全国で9カ所目になる芦屋基地にPAC-3を、また第2高射隊の本部があり、PAC-3部隊の指揮所となる春日基地に関連機器機材を搬入しました。また同年12月22日に築城基地に、2010年2月24日に久留米小浦台分屯基地に、今年4月26日は芦屋基地に2回目の地対空誘導弾PAC-3を搬入しました。これらは、日本とアメリカが推し進めているミサイル防衛システム計画の一翼を担うものです。

今、世界でミサイル防衛システムを設置している国は、アメリカ、イスラエル、

日本の3カ国です。ミサイル防衛システムには大変なお金がかかり、日本での配備には総額で5兆9,000億円かかるとも言われています。アメリカのオバマ大統領は、2009年の4月2日、チェコのプラハで核兵器なき世界を訴えました。また、今年5月3日から28日まで、ニューヨークで行われたNPT核不拡散防止条約検討会議での最終文書では、2000年の合意である核保有国による核兵器の廃絶を実現するという明確な約束を再確認すると明記しています。

世界の流れは、核兵器廃絶、核戦争阻止の流れにすすんでいます。今、世界には2万4,000発もの核弾頭があります。世界から核弾頭をなくすためにも、盾と槍の関係を果たし、先制攻撃を可能にし核戦争を誘発するミサイル防衛システムをあわせてなくすことが必要です。とりわけ芦屋基地に配備されたPAC-3を撤去させることは芦屋町民の命と安全を守るためにも緊急の課題です。

そこで、町民の安全と平和を守る観点から、芦屋基地について次の点をお伺いいたします。

第1に、4月26日未明に2基目のPAC-3が配備されましたが、町長は町民の安全と平和を守る立場からどう考えるのでしょうか。

2点目に、飛来した弾道ミサイルにPAC-3が命中した場合、また命中しない場合にはどのような事態や状況が発生すると考えるのでしょうか。また、それらに対する対処法は確立しているのでしょうか。

3点目に、今後、PAC-3の展開訓練の実施が行われることが予想されます。自衛隊に対し、事前に日時、場所等を関係自治体に対し事前に連絡することを要請し、町が情報を得たときには町民に周知する義務があると考えますが、いかがでしょうか。

4点目に、最近、芦屋基地でのヘリコプターの訓練が早朝や深夜に頻繁に行われています。飛行訓練は原則として朝8時からとなっていますが、なぜ時間外訓練が頻繁に行われているのでしょうか。

5点目に、5月11日、麻生渡福岡県知事は記者会見で、普天間基地移設問題で、米軍訓練機能を県内に移設することに理解を示しました。築城基地のある行橋市や築上町、みやこ町の首長や議会は、即座に反対を表明しました。芦屋町においても芦屋基地に訓練機能移転することの反対の態度を表明することが必要と考えますが、いかがでしょうか。この問題については、6月4日に日本共産党八幡遠賀戸畑地区委員会名にて町長に申し入れを行っています。

以上で、第1回目の質問を終わります。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

1番目の子宮頸がんの公費負担についてお答えします。

子宮頸がんの原因は、HPVというウイルスの感染によるものです。このウイルスの予防ワクチンが昨年、平成21年10月、厚生労働省によって承認されて、平成21年12月から各医療機関において接種が行われております。

ただ、このワクチンの接種については健康保険の適用にはなっておらず、また国の公費補助の仕組みがまだでき上がっておりません。このワクチン接種については、先ほど川上議員が言われたように、3回ほどすることによって初めて効果ができ上がります。3回打つと約5万から6万という高額な経費がかかるというのが現状です。22年度において一部もしくは全額負担を全国の市区町村で何十カ所か補助を

しているところがありますが、福岡県下ではまだ1件もそういう補助をしている自治体はございません。

こういう状況の中、こういう国民全体の健康にかかわる事業については、基本的には国が行うべきと考えておりますので、県を通じて、国に公費負担を講じるよう強く要望していきたく思っております。

また、町単独事業についてどう取り組むのかということでもあると思いますが、芦屋町のこの厳しい財政状況の中、また福岡県下の状況、それから、今町としては子宮がんについては検診というところを強く推進していております。こういうことを勘案しまして、ワクチン接種の町単独の補助については難しいと今のところ考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましてご回答いたします。

小規模多機能型居宅介護施設につきましては、平成18年度の介護保険法の改正に伴いまして、新たに創設された地域密着型サービスの1つであります。ご説明のありましたように、この施設はデイサービス、ホームヘルパー、それからショートステイなどのサービスが同一施設において対応できるということで、利用者にとっては非常に利便性の高い施設というふうに言われております。

ただし、この施設を利用した場合、利用者は他の介護施設が利用できないということや、この施設の単独では経営的になかなか厳しいということ、地域によって、特に都心部においてまだ参入が進んでいないというような状況になっているようです。しかしながら、経営ノウハウも蓄積されてきているようですし、ご指摘のように介護保険事業計画の中でも今後の利用者の増加は見込まれておりますので、今後、高齢者の増加に伴いまして多様化する介護ニーズに対応するためにはこのような施設が必要であるというふうに認識をしております。

このため、実施を希望する事業者がおられるということが前提にはありますが、現在福岡県が実施しております介護基盤緊急整備事業等の補助金を活用した中で、23年度にも整備ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の芦屋基地問題の1項目めのPAC-3の件でございますが、このPAC-3の件につきましては、平成21年第4回の定例議会におきましても小田議員、岡議員からも質問がございました。川上議員からもたしか同様な質問が過去においてあったのではないかと考えております。

同じような繰り返しになるかと思うわけですが、PAC-3の配備につきましては、敵国からの攻撃対象になるのではないかと懸念があることは一般論としては承知しておるわけでありまして。しかし、他方で、もし弾道ミサイル攻撃を企てているような国があったとしたら、国内にPAC-3のような迎撃ミサイルを配備することによってその国に対しミサイル攻撃をためらわせる抑止効果があるという一般論も他方ではあるわけでありまして。

また、万が一本当に弾道ミサイルが芦屋に落ちそうになったときには、それを迎撃するPAC-3の存在というものが心強いものであるとの見方も否定できない考え方であろうとも思っております。

防衛論というのはなかなか人それぞれのお考えがございます。しかし、私は町長としてこのPAC-3の件に関しましては国策、特に国民の安全と平和を守るという国防上のことでもありますので、芦屋基地への配備に反対するという立場はとっておりません。過去においても同様の発言をさせていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、2点目のPAC-3が命中した場合、命中しない場合にはどうなるかというようなご質問ですが、これは私どもそういう専門的な知識がございませんので、芦屋基地を通じて問い合わせた結果をご報告いたします。

命中した場合には、弾道ミサイル等の破片が生ずることが予想されるが、その飛散については弾道ミサイル等の種類、飛来する方向、気象条件などさまざまな要素に大きく影響を受けることから、具体的にお答えすることは困難であると。しかし、一般論としましては、PAC-3により大気圏で破壊された弾道ミサイル等の破片につきましては、大気との摩擦による焼失――焼けて失う焼失です――焼失はほとんどないものの、弾道ミサイル等が破壊されずに落下する場合と比較して、かなりの程度小さなものになると考えているとのことでございました。

なお、命中せずに直接陸地に落下した場合は、PAC-3等を配備していない状況と、全く無防備の状況と同じでありまして、甚大な被害が及ぶものと考えられると思えます。

それから、3点目の展開訓練の件でございます。これも問い合わせた結果であります。PAC-3が展開訓練する場合、防衛省としては地方自治体の協力を得ることが必要であると考えており、今後の展開地に関する検討を踏まえ、必要に応じ説明や調整を行うことを考えているとのことでございます。

また、町民への周知の件であります。防衛省からの説明や調整時にどのような要請があるのかわからない段階では、周知するとかしないとか、現時点ではお答えできかねます。

それから4点目、ヘリコプターの訓練の件ですが、この件につきましては基地からの回答であります。救難隊のヘリコプターの訓練は、通常8時から日没ごろの時間帯と週2回の夜間訓練を行っており、早朝6時ごろから訓練を行うことはあります。深夜――議員が深夜という表現をされておりますが、この時間帯がいつの時間帯というのがちょっとはつきりしませんけど、深夜に訓練することはないと。それから、早朝からの訓練、現在、過去行われましたけれども、これは災害派遣や遭難時等の救助活動として落下傘の降下訓練を行っている。気象条件とかT-4の練習機の訓練等への影響、安全面を考慮し早朝訓練を通常行っておると。T-4の飛行訓練と同時にはできないということです。

また、訓練は頻繁にという表現ですが、頻繁に行っているものではなく、年を平均して月一、二回を基準として行うもののほか、上級部隊の指示等によりその都度行っているというところでございました。

また、落下傘の降下訓練は風の影響を受けますので、芦屋基地の場合、西風の強

い冬場は訓練ができません。比較的風の影響を受けない今ごろや秋に訓練されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員、芦屋基地問題についての5点目の質問であるわけでありますが、議員の質問項目の中で麻生渡福岡県知事が訓練機の県内移設することに理解を示したということでございますが、これは、私は麻生知事は、県内移設を容認する、理解を示したということではなく、沖縄県民の負担軽減ということについて理解を示したというふうなことではないかと思っております。麻生知事が県内に移設を理解示したというのは、それは何かの間違いではないかと思っております。

それから、議員の芦屋基地に米軍訓練の訓練機能が来るのではないかと、反対を表明したらどうかということであろうかと思うわけでありますが、私も、このことは新聞、マスコミ等々で連日のように報道されております。事実まず申し上げますと、防衛省のほうから防衛または福岡の防衛施設局等々、芦屋基地等々関連からそういうようなお話は一切あってないということを前提に申し上げたいと思っております。

議員ご存じのように、日米合意というものだけがなされたわけでありまして、沖縄の辺野古に移設というのは、沖縄の仲井真知事が、これが印鑑押さないことにはできないわけです。これがまず1つ。

それから、徳之島の訓練移転これも全島挙げて反対しておるということ。それから名護市の市長が反対している。九州にある自衛隊の基地の中で、この芦屋基地というのは最も遠い場所である。そして滑走路も短いし、そういうふうな訓練機能をもった基地ではないと私は認識しておるわけでありまして。

まあ仮定でお話するのもなんなんですが、これは仮定としても想定するとしても、ちょっと無理があるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

まず最初に、お手元に配付している資料を紹介しておきますので。これはPAC-3に関する資料を添付しております。1つは、5月3日の西日本新聞、それから弾道弾ミサイルBMDの整備構想、運用構想の図、それとあと、今、日本の中に進む全土のミサイル前線基地化ということで、どういうところに配備されているかという、そういった資料をお手元に配付しております。

それでは、まず最初に子宮頸がんの問題についてから質問いたします。

町単独では難しいのではないかと、そういった内容の答弁だと思っておりますが、確かに現在女性の特有のがんのうちで乳がん、卵巣がん、子宮体がんは横ばいに推移しているのに比べて、子宮頸がんは1990年ごろよりふえ始めて、2000年ごろから急に高い発症率というふうになっております。国もやっぱり先ほど言いましたように、この間の対策に力入れてきて、原因がウイルスであるという、こういったことも解明し、また予防ワクチン接種が有効なことを認めて、やっぱり、先ほど言われたように今年の10月にワクチンの接種が許可されたばかりという、そ

ういった状況です。年代的には20代前半からふえ始めて、20代後半から上昇し30代後半がピークとなっていると。40代、50代でも高い水準にあって、死亡率は年齢が増すごとに従って高くなっております。

この年代については、やはり妊娠・出産・子育て、また仕事と女性にとっても最も大切な時期ともかさなっております。また、家族に及ぼす影響も甚大となっております。年間1万5,000人が罹患して3,500人が死亡するというふうに先ほど言いましたが、こういった点では少子化問題にもかかわるほんとに大変ゆゆしき問題です。

大事なことは、この子宮頸がんが数あるがんの中で唯一予防できるがんということで、予防接種とそして検診によって100%近い予防ができるという、そういったがんです。そういった点で、この子宮頸がんのワクチンの補助、こういったことを行う自治体もふえてきているわけなんですけど、それでまず質問ですが、最近、芦屋町におけるこういった子宮頸がんの発生例、こういったものはどのように把握しているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

発症例について把握しておりません。が、後ほど調査しましてお答えいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町が子宮がん検診を行っていますね。この子宮がん検診を受けている年代の人数はどのような状況ですか。わかりますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

対象者は約3,700名です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

私は、対象者と同時に、こういった方が受けているのかという、そういったところもちょっと聞きたかったんですけど。特に、子宮がん検診について、若い世代の年代の方が受けられているかどうか、そういった点では若い方の受けているというところはこういったふうに認識されていますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

まず、受診率は非常に低くございまして、昨年度12.4%です。簡単に申しますと、数だけでいきますと、20代が25名、30代が58名、40代が53名、50代が43名、60代が90名、70代が34名。若いから受けるというぐあいにはなっておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今聞いただけでも、若い世代の受診率が相当落ちているということで、やはりこういった若い世代の検診率を抜本的にふやさなければいけないというふうに思いますけれども、そういった課題と対策、これはどのように考えているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

子宮がんだけという、今、住民課が健康づくりについて対策を行っておりますのが、今住民課として対策、強く進めておるのが、特定健康診査とがん検診、この2点を大きく、強く推進していこうと思っております。その中の1つとして子宮がん検診というのがあるんですが、当然乳がん、いろんながんがあります。特に子宮がんだけということは現在しておりませんが、がん検診は、簡単に言えば命にかかわるものです。ぜひ強く進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

なかなか若い女性に子宮頸がんの検診というのは非常に敷居が高くて受けにくいもんなんですけどこういった人、若い方に受診がしやすいように工夫が必要だと思います。そういった点では、やっぱり先ほど言われたこと以外にも、例えば1歳児健診とか3歳児健診とか、そういったものもありますので、そういったときに併用してできるようにするとか、そういったことも考えてみるべきじゃないかなと思います。

この子宮がんワクチンですね。こういったものの助成をやることによって、確かに一時的には財源の負担というのも伴います。ただ、今実施しているところのお話を聞くと、やはり一時的には財政が伴いますが、これによって将来的な医療費が大きく削減できるという、そういったことが考えられるので、全額助成とかそういったことに踏み切っていると言っています。

この間、芦屋町でもやっぱり意見書を採択したヒブワクチン、それから肺炎球菌ワクチンの公費助成、こういったものについてもやはり定期接種化をしていくべきであるし、求めていかなければいけないというふうに思います。今度の4月13日の参議院厚生労働委員会で長妻厚生労働大臣はこの3種、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、この3種は優先順位が高い。法定接種や公費助成についても議論を急いでもらおうと考えているという、こういったふうに国も今動いている方向です。そういった点では、先ほど言いましたように、私も基本的には国が公費負担でやるのが当然だと思います。そういった点で、自治体が先行して行ってそして国を動かしていくという、そういったこともこの間30人学級とか小児医療の問題とか、そういった点ではありましたので、ぜひ芦屋町でも今後、ほかの自治体の動向も見ながら、この子宮頸がんワクチンの助成についても再度考えていただくよう申し上げます、この質問は終わります。

続きまして、小規模多機能施設の問題について質問いたします。

一応町としても平成23年につくる方向で動いているという、そういったことでしたが、1つ、県南で大変進んでいるというふうに申しましたが、高齢化率が28.

8%という大牟田市、ここの取り組みをちょっとご紹介いたします。大牟田市では、平成13年にデンマークで福祉を勉強されてきた方を中心に、大牟田市認知症ケア研究会を発足し、その後、認知症コーディネーター養成研修を行い、その修了生を中心に認知症ケア実践塾や物忘れ相談検診、脳の健康を守る予防教室、本人ネットワークなどを行い、さらに修了生や医師、看護師など多くの市民に協力してもらい、まちづくり推進チーム、ケアマネジメント推進チーム、家族支援ワークショップ推進チームなどワーキングチームを設置して、小中学校絵本教室、認知症市民サポーター、心見守り隊養成講座、それからほっと安心——これは徘徊ネットワークです——などを行っています。

こういったものと一緒になって小規模多機能事業所を各小学校ごとに23施設つくり、ほかにも介護予防拠点、地域交流施設、こういったものが市内に37カ所つくっているという、こういったふうなことを総合的にやっていって、大牟田市では認知症になりにくい、なっても安心して住み続けられるまちづくり、こういったものを目指しているというふうに紹介されています。

このように小規模多機能施設は認知症になっても住みなれた地域や自宅で可能な限り暮らし続けたい、こういった願いに寄り添って介護支援を行うところです。通い、訪問、泊まりのサービスを組み合わせて、必要に応じて福祉用レンタルや訪問リハビリ、訪問看護などを活用して、24時間365日の介護サービスを提供しているんです。

何よりもこれは地域密着型介護サービスと言われるように、地域代表者の方や民生児童委員、それから地域包括センター職員を含めた地域運営推進会議を開催して、介護事業の報告だけではなく、認知症予防の取り組み、地域の介護相談、災害時対策などさまざまな話し合いを行って、地域づくりにも貢献しているという、こういった施設です。

芦屋町でもこういった施設を小学校校区につくれば、認知症になりやすく、なっても安心して住み続けられるまちづくりの第一歩になると思います。こういった要介護の高齢者が必要なサービスを受けられるようにするためにも、小学校区ごとに1カ所の整備目標、こういったものが必要だと思いますが、そういった点ではいかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

ご説明のありましたとおり、地域密着型サービスの中では認知症高齢者の方を対象としました施設、ほかにグループホームとかあるわけですがけれども、そちらの中でも同じように地域の皆さんと協議していただく運営推進会議というのは持たれております。

現在、芦屋町内のこの地域密着型サービスというのは、西浜町のほうに1施設あるわけですがけれども、今回、新たに、補正予算のほうにも計上させていただいておりますけれども、山鹿地区のほうにグループホームを1施設整備するようにしております。それで、一応それが整備が終われば芦屋地区に1施設、山鹿地区に1施設ということになるわけですがけれども、また将来、23年度どちらのほうにということとは現在の時点でははっきりしていないわけですがけれども、その施設が整備すれば地域密着型サービスの施設としては3施設目ということになるろうかと思っております。

議員のおっしゃるとおり、今後そのような形で整備を進めていきたいというふう

には考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今度の補正予算の中でも、介護基盤緊急整備補助金が3,165万組まれて、グループホームの建設が計画されているということですが、職員の方も大変苦労されたことと思いますけど、そういった点では芦屋町2カ所目の整備となって、やはり要介護者、認知症の方にとってはほんとに一步進んだことであり、大変評価できるんじゃないかなというふうに思います。

それとやはり小規模多機能では重度や寝たきりの方、こういった方にはなかなか対応できません。そういった点では、特養老人ホームが求められているわけなんですけど、この間も特養老人ホームのことは質問してきましたが、現在待機者が何人いるのか。そしてまたその解消についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

特別養護老人ホームの待機者の状況につきましてですけれども、芦屋町内にあります特別養護老人ホームまつかぜ荘になるわけですが、こちらのほうの4月1日現在の待機者数としては、総数で114名、そのうち芦屋町内の方が72名というふうになっております。この遠賀中間地区の特別養護老人ホームは、県のほうで総数というのは制限されておりますので、現在、県のほうで経済危機対策の一環としまして緊急整備計画というものが策定されております。その中で中間遠賀地区において新たに50床の整備をするというふうに計画をされております。そのため、現在、県のほうで実施業者のほうの公募が行われております。この提出については市町村の窓口ということになっておりますので、町のホームページのほうでも実施業者の公募について掲載はしておるところでございます。

このため、実施業者があればということになるわけですが、整備が50床までは可能という状況になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

特養老人ホームを50床整備が可能という、そういった状況までに来ているということですが、先ほどの町長の答弁の中でも、町としてそうした基盤整備を行うという姿勢もみられていましたし、ご努力された結果、こういったことも実現できる見通しがついてきたのではないかと思います。そういった点では、今後やはりぜひもう一つの施設ができるように努力をしていただきたいというふうに思います。高齢者がほんとに安心して住める町を目指して今後も介護基盤の整備を進められることを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、ペトリオット発射基地の問題について行います。

これはちょっと長いもので簡単にいきますけれども、町長として第1項目めの考え方については、先ほど町長が言いましたように、防衛論議についてはやっぱり人

によって違うということです。私たちと町長のパトリオットに関する考え方というのは基本的に違っているというこれは確かであります。ただ問題は、それはそれで町長として国策の中でやっていくというふうな考え方はそれでいいと思いますけど、ただ、私は町長として、住民の安全を守るという点で、先ほど言いました2点の運営の問題、仮にミサイルが発射されてPAC-3が命中した場合どうなるのかということです。それで、これについてはやはりPAC-3は射程距離20キロから30キロですので、当然そういった爆発物が落下するということは考えています。それで、先ほども言いましたように、そのまま当たるよりか被害が少なくなるじゃないかということをおっしゃっていましたが、5月の3日にPAC-3の展開訓練が行われました。これをレポートされた方が記事を掲載されていましたが、この中でこの「被害は最小限に」というところで、「ただ防護範囲は半径20キロと限定的。迎撃後に破片が飛び散る被害は避けられないとの見方もあり、こうした指摘に防衛省は、大都市に核ミサイルが落ちる壊滅的な打撃に比べれば被害を最小限に抑えられると主張する」と。大都市に落ちて核ミサイルが落ちて壊滅的な打撃に比べれば、近くの上空で爆発したほうが少人数の被害で済むじゃないかということです。でも、この少人数の被害で済むというのが、芦屋町も人が住むわけなんですけど、そういった点では、私はおかしいなと思うし、資料の中に、「標的の迎撃困難」というのがあります。これは、基本的にはSM-3もPAC-2、PAC-3もミサイルの届かない。ミサイルが早過ぎて打ち落とせないという、そういったことが指摘されたわけです。この一番最後の欄に、「政府はミサイル防衛導入を行った03年に、第三国の防衛に用いないとの官房長談話を発表した。しかし、安倍晋三首相の研究指示を受けた有識者会議は08年、米国に向けたミサイルの追撃を想定し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を要求。米側も09年、日本が迎撃できなければ米国民が日本と同盟を組む価値を理解しにくくなると指摘したという」。ですから、日本がPAC-3を打つのが決して日本の中に打ち込まれたミサイルを落とすのではなくて、アメリカに行こうとするミサイルを落とすときにそういった状況が起きるわけです。だから、アメリカの国民のために日本のこういったPAC-3を配備した周辺の住民が犠牲になるという、こういった点ではやっぱりおかしいと思いますし、それに今仮に仮想敵国としてそういったところからミサイルが発射された場合、載っている弾頭の中には核ではなくても化学兵器、こういったものも考えられます。化学兵器であれば空中で爆発させてもその被害は相当上空から拡散して被害が大きなものになります。そういった点から、日本国民が被害を受けるという、そういった状況になります。そういったすべてのことを判断して、町長がこのPAC-3の受け入れはどうするのかという、そういったことを判断しなければいけないと思います。

アメリカでは、飛行機とかそういったものを基地に受け入れる場合にしても、そういった今よりも被害が大きくなる、住民が生活しにくくなる。環境が悪くなる。そういったことがあるなら受け入れをしないというのが基本的に自治体の長の考えです。そういった点で、この第2項目との整合性については、町長はどのように考えるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、配られて熟読してないんですけど、議員の説明。根本的に議員も言われたよ

うに、やっぱり国防、それから国の、国民の安全・安心、強いては我々は結局県民、町民の安全・安心という形で判断しなくちゃいけないと思うわけでありまして。じゃ、ちょっと飛躍するわけですが、PAC-3を配備反対ということになると、その裏に返せば、もう芦屋基地の存在そのもの自体も要らないということになるんじゃないかと私思うわけでありまして。

今回、私から個人的というよりもお考えは、このPAC-3というのは、その影響にありました、あれはペトリオットというんですか。あれはかなり古いもの、何の役にも立たないということで、どうせやっぱり結局配備はもう決まっておったわけですが。配備するんであれば、より新しい、より精度なものを配備していただいて、狭い意味で芦屋の町民の安全・安心、それから広い意味では、国民の安心・安全という形の中で十分機能していただきたいと思っているわけですが。

それと、いわゆる今よくPAC-3の問題が出たときに米軍問題がもうずっと続いておりましたので、何かその論争と交差してからちゃんぽんになってしまっておるような気がするわけですが。PAC-3につきましては、もう以前よりペトリオットが配備されておまして、機能が古くなったと。新しい機種になったという、そういう考えで私はおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

PAC-2からPAC-3に変わるというのは、機種が古くなったというだけじゃなくて、その対象が自衛隊の手から米軍の手に移っていったという、そういった根本的な問題もあります。ただ、これはやっぱり今ここで一言で言ってわかる問題じゃないと思いますので、それ自体、これは九州防衛局の広報ですけれども、こういった「九州」というのを防衛局が戦略パンフとして出しておりますけど、この中でも住民の中でいろんな説明会やっても、やっぱり住民はよくわからないという声が多いということは書いてあります。そういった点では、自分たちも周知させたいというのがありますので、ぜひやっぱりこういった問題を学習会とかそういったものをしながら、ほんとにPAC-3とは何かとかいう、そういったところの根本のところもしていかなきゃいけないというふうに思います。

3点目の国防上の一環であるということで、前回の「PAC-3を阻み平和を願う芦屋基地周辺住民の会」で申し入れたときと同じ内容で答弁があったわけなんですけど、これについては3月7日の朝日新聞の「航空自衛隊西部航空方面隊司令長小野田治さんへのインタビュー」の中で、基地外での訓練についてこういったふうに言っています。「配置基地から外へ出ていく場合、どこへ送られるのか」という質問に対して「一義的には自衛隊の基地や駐屯地で、ほかに国有地や公有地、公園のような広いところが望ましいが、具体的には言えない。装備品があつて戦力として使いこなせなければ意味がなく、訓練が必要だ。命令があれば直ちに機動展開できる迅速性、命中させる技能を磨きたい。新年度中には基地の外での訓練も考えている」という、こういったことをちゃんと明言しているわけです。

4月5日の東京新宿御苑でのPAC-3の機動展開訓練、これはちゃんと公示しまして、マスコミとか一般住民の見守る中で行われたというふうになっています。そういった点では、やはりこういった連隊が通るときには相当なトラックや関係車両も行きましようし人間も通るといことで、住民にとってはいろいろトラブルの

もとにもなります。そういった点で、なぜこういったことをするならするとして公開しないのか、それが私は不思議でたまりませんが、例えば6月の5日に芦屋基地から、私が見たところ、確認したところではランチャーらしきものとクレーン車と、またコンテナ車両2台、4台ですね、確認したのは。それ以外にもいろいろな車があったと思うんですけど、そういったものが芦屋基地から出ていったというのがあります。これはランチャーらしきものとクレーン車というところがあるところを見れば、ペトリオットの展開訓練ではないかという可能性も否めないんですけど、そういった点で、こういったときに自衛隊から、こういった車両が起こったことについて町は把握しているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

6月の最初のランチャーあたりが通ったというところを目撃されてたということですが、これも基地に問い合わせしてみました。これは、6月5日に防府南基地の基地祭というのがありました。さらに翌6日には防府北基地の航空祭が行われております。この両会場に展示するため、PAC-3を登載したのではなく、従前からあるペトリオットの発射機、ランチャー、こういう関連車両が町内を通ったということでございます。

なお、この事前情報といいますか、こういう目的のために移動しますということは、総務課としてはつかんでおりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

このときには交差点に自衛隊員が配置されて、交通整理とかされていました。ほんとのPAC-3の展開訓練なればもっと嚴重に大規模にやられると思いますので、町民は不安になると思いますので、やはり町としてもPAC-3の展開訓練を行うときには事前に町に連絡するようというそういったことを今後協議していくべきだというふうに思います。

それから、救難隊のヘリコプターの時間外の問題について、これは早朝訓練で一応それほど訓練外ではないというようなことを言われていましたが、やはり築城基地にもヘリコプターが訓練が行われています。築城基地では、周辺自治体との取り決めで、原則月曜日だけというふうなことであります。時間外の訓練は、やはりこれは周辺自治体に連絡して行うことになっております。芦屋のほうを見まして、私が把握している分では、平均月に1回から2回程度訓練をやって、あとはその都度必要なときにやっていると言われてはいますが、きのうもヘリコプターを飛ばしてましたし、ずっとしていますので、何でこれが1回か2回なのか。その都度というのが相当多いんじゃないかなという気がします。

それとまた、築城基地ではその都度の場合についても周辺自治体に連絡しているということですが、芦屋町ではそういったことはないというふうにやっぱり思います。それで、やはり芦屋町においても、やっぱり自衛隊との共存共栄、こういったことをうたうのであったら、やっぱり対等な協議を行い、訓練時間の取り決め、こういったものを行うべきじゃないかなというふうに私は思います。

今回の補正予算で、芦屋町の基地対策協議会の補助金が計上してあります。こう

いった協議会が設置されれば、やはりここで協議すべきことではないでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

議員仰せのとおりでございます。この救難隊のヘリコプターの訓練については、夜間飛行訓練するという連絡は現実入っておりません。T-4 とかの夜間飛行訓練、これは事前に通知いただいておりますので、広報に載せる時間的余裕があれば載せておりますし、ホームページのほうにはすぐ立ち上げております。

それと、消火訓練、早朝黒煙が上がっています。消火訓練。それと、空砲による射撃訓練、この辺の情報も入っておりますので、いただいております情報については広報が間に合えば広報に、間に合わなければホームページにきちっと計上するということの対応をとらせていただいております。この救難隊のヘリコプターの訓練につきましても、事前に通知ができるものであればそれはぜひしてほしいという申し入れは今後行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひそうしてください。

それと、ちょっとお聞きしますが、基地対策協議会のメンバーはどのような人がどのような選出をされるのか、そこだけちょっとお伺いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

実は、本議会中にといいますか、全員協議会を開いていただいて、議員の皆様方にはご説明しようと思っておりました。今、具体的にちょっと資料を持ってきておりませんので、すべての委員さん方をご紹介するわけにはまいりませんが、当然執行部、それから議会からも議長、副議長、常任委員長、それから住民団体として区長会であるとか老人会であるとか、漁業関係者、農業関係者、いろんな各種団体から代表者をそれぞれおいでいただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。それでは、最後、普天間の基地訓練移転の問題ですけど、町長は、芦屋町は実質的にも遠いので、無理ではないかというような考え方でしたが。それと最初の福岡県に示したんではないんではないかというふうに言っておりましたが、確かに直接的には言ってませんが、県知事も記者会見の中で、やはり築城基地がそういったふうに嘉手納の移転を受け入れてからやっておるから、さらにそれをすべきだというふうなことを言ってるわけです。だからこそ築城基地の関係町村が、そんなことがあるかということで、おれたちばかり負担させるなということで反対声明をすぐにやっているわけなんで、やはり福岡県を含めて、あと九州で6つです。そういったところを対象にすればどうなんだということを当初の記者会見では

言っているんです。

それで、この問題については、やはり私も絶対芦屋町に持っていくべきじゃないというふうに思いますし、そういった点では、芽のうちにやっぱりこの問題は大きな声を上げてつまなければいけないというふうに思っています。そもそも移転させようとする普天間基地の米海兵隊がどんなものであるかということが重要なことです。米海兵隊、特に普天間基地の海外に真っ先に出動して上陸作戦を遂行し、橋頭堡、これは前進拠点です。前進拠点を築き上げる軍事介入の先兵、これが普天間の海兵隊です。抑止力でもなんでもなく、侵略力そのものです。揚陸艦という名前ですけど、これはもう実際4万トン級の空母です。これに乗ってホバークラフトやヘリコプターを使って敵陣に上陸し、襲いかかる殴り込み部隊で、こういった相手国の武力攻撃に対する防衛部隊ではないという、こういったものが来るわけです。その装備については普天間基地では、第172海兵航空支援中隊と第18海兵航空管制軍と第36海兵航空軍、この3つで構成されています。配備機種は、ヘリコプターがCH46が26機、CH53Eが14機、AH1Wが13機、UH1Nが8機、それから輸送機のC12が2機、UC35が1機、KC135が12機ということで、これはどれを見ても今の芦屋町においてある輸送機とか飛行機とか、それからヘリコプターに比べたら性能もそういった爆音等も比べものにならない、こういったものが来て訓練をやるわけです。これのこういった航空機の離発着訓練等が実施されると。

また別に、県の各種訓練の支援を行うという、こういったこともやっています。仮に芦屋基地にこういったものが来るとすれば、ほかの航空基地にないものと言え、芦屋町は海岸線を持っています。そういった点では砂浜海岸を持っています。佐世保のアメリカ軍基地に遠征打撃軍である教習揚陸艦エセックスというのが、これはインド洋とかに出ていくこういった最強の4万3,000トンの強襲艦なんですけど、これが置いてあります。これとヘリコプターの訓練をあわせて海岸の上陸訓練、そういったこともやればということで、そういったことも、これは想定です。想定されて、それほど芦屋基地が北にあるからというふうにはならないと思います。

そういった点では、やっぱり現在自衛隊のサバイバル訓練とかそういったものも行われていますが、今芦屋の海岸については佐世保のほうの自衛隊からも芦屋の海岸で訓練をやらせてほしいとかいう、そういった要望も来ています。そういった点では、ほんとにやっぱりもし現実に訓練移転が芦屋で行うということになれば、やはり簡単なことではないという、そういった認識をやっぱりしていただきたいと思います。

そういった点では、先ほども言いましたように、そういったものが来ることによってどれだけ環境が変わるのか、爆音が大きくなるのか、そういったことをちゃんと調べる。そして、そういった基地になればどのくらいのコンターが増大するとか、そういったものを把握できると思います。やはりそういったところからちゃんと把握して、今後芦屋基地とかそういったところでそういった問題が起こったときには、いち早く反対の声を上げていただきたいと思います。

最後に、PAC-3の撤去、米軍訓練移転をさせない。芦屋基地騒音被害の軽減、こういったことを求めまして、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、午後からの一般質問は1時15分から行います。

午前11時48分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。5番、小田議員の一般質問を許します。
小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

お疲れさまでございます。5番、小田でございます。通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

まず、一般質問の件名でございますけれども、町有地の活用策についてということでございます。

要旨につきましては、まず1点目として、平成13年の7月に町内の篤志家の方から寄附を受けた旧釜風呂の跡地、これの利用計画が策定されているのかどうか、まず1点目としてお尋ねします。

続きまして、2点目といたしまして、船頭町駐車場用地の売却という報告が出されておりますが、これの方針決定された経緯についてお尋ねいたします。

次に3点目といたしましては、平成12年の2月に購入いたしました夏井ヶ浜観光道路沿いの土地、この土地についての利用計画が策定されているのかどうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目の寄附を受けました釜風呂跡地の利用計画は策定されておるかという点についてでございます。

釜風呂跡地につきましては、平成13年に個人の方から町へ寄附をいただいた土地ですが、総面積が約2,700坪以上あり、現在は普通財産として財政課が管理しております。

町としては何を整備することが一番寄附者のご意向に添えるかということを含めまして、土地活用を何度か検討してまいりました。また、実施計画を毎年度見直す際に、関係課と意見交換をしながら調整等を行ってまいりましたが、現在まで利用計画の策定には至っておりません。結果的に寄附をいただいた方の思いが達成されておらず、ご本人には非常に申し訳なく思っております。

寄附をいただいた土地につきましては観光道路に隣接し、前には県の天然記念物となっているはまゆう群生地があるほか、夏井ヶ浜の美しい海岸線もございます。また、風光明媚なところでもあります。前面の浜一帯には夏を中心に、毎年多くの方々が訪れておられます。

土地の活用については、自然公園や観光的公園としての整備あるいは高齢者のための整備を行うなど、さまざまな手法があるとは思いますが、寄附をしていただいた方の思いや町の活性化といった視点から今後検討してまいりたいと思っております。

第2点目、船頭町駐車場用地の売却方針の経緯について尋ねるという点でございます。正門通り商店街に出店しておりましたハローデイが、平成19年2月に撤退することになり、しばらく後継店舗の動向などを注視してきましたが、結果的に後継店が空き店舗に入居せず、スーパーがなくなった状態になっております。このことによりまして、付近の皆様を初め、車を持たない高齢者の方々、こういう方々が非常に日常の買い物が不便であるという認識を受けております。

また、周辺の商店への影響もかなりあっておると聞いております。このようなことから、20年度から船頭町駐車場にスーパーの誘致に関する検討を始め、まず全域を商業地域とする用途地域の見直しを平成20年11月から着手し、隣接者との調整、租税特別法に係る土地の取得状況などを調査した上で、21年5月に公売を行うことを決定し、6月の議会全員協議会で説明を行った上で広く事前告知を行い、平成22年2月から募集要項の配付を始めております。

公売に関しては、事業者による事業計画を提出していただいた上で内容審査を行い、提案金額ともども決定するようにしております。

結果としましては、申請書の提出期間内で購入希望者がなく、第1回目の公売は不調に終わっております。

公売決定に関する経緯につきましては、21年5月の事前告知を行う前段として、方針を最終的に決定しております。

その理由として、3点述べたいと思います。

まず第1、町有地の売却益が町財政に寄与することでございます。次に、土地家屋の固定資産税及び法人町民税の確保となる。3番目、土地購入を決断して芦屋町に進出していただいた事業者は、町に根を張って事業を進めていただける。この3点を理由として、公売の方針を決定しております。

最後に、夏井ヶ浜観光道路沿いに購入した土地の利用計画は策定されておるかという点でございます。

本用地については、雄大な自然環境が残されてる一帯を整備し、観光客や地域住民の憩いの場とするため、平成11年に土地購入の方針決定がされ、その後、土地所有者と調整、土地鑑定などを実施した上で、平成12年第1回臨時議会で売買契約案が満場一致で承認され、平成12年1月25日に契約締結がなされています。

また、本用地の総面積は約8,500坪、購入金額は約3億1,000万、土地開発基金で購入しております。現在もこの基金で保有しております。

結論から申しますと、さきにご説明申し上げた釜風呂跡地同様、利用計画の策定には至ってないというのが現状でございます。これについても毎年実施計画の見直しで議論はされておりましたけれども、整備の財源と利用計画、こういったものの整合性が図れない、そういった理由で、特に財源が問題となりまして決定には至ってないという現状です。

この地域につきましても、釜風呂跡地同様に非常に景観のよいところでございます。また、町への入り込み客の増加、周辺地域の活性化といった面から、活用について今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

まず、釜風呂跡地の件でございますけれども、当局のほうからお話がありました

ように、平成13年に寄附を受けて今日まで、利用計画の検討はしてきたけれども、結論は出てないということでございますけれども、どのような形での検討がなされたのか。いわゆる寄附者の意向としては、福祉に関する施設いわゆる高齢者の方々が利用できるような福祉施設での用地に使っていただければ大変ありがたいという意向は当初から伺っております。そういうことも含めた中での検討がなされたのかどうなのか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ただいま申し上げました点でございますけれども、整備を検討するというのは関係課集まって、検討委員会というのは当然実施してまいるわけなんですけれども、それを決定するところは実施計画の場が中心になるんじゃないかなと思っております。この実施計画の中で検討がなされてきたということでございます。

その一つとして先ほど申し上げましたが、風光明媚なところであると。何とか観光に生かせないだろうか。

それと、小田議員がおっしゃったように、寄附者の意向ということで、福祉目的に使っていただければありがたいという意向がございますようですので、そういった関係も検討しております。例えば老人憩いの家ですね。これを建てることはできないか、そういった内容で過去、検討しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この跡地9,114平米ですか。非常に広大な土地、こういう土地を寄附を受けとる。その土地を10年弱もそのまま活用しないで、計画も樹立できないままに現状迎えておるということは、寄附者にとっては非常に寂しい思いをされておるんじゃないかなというふうに感じるわけですね。したがって、風光明媚なところではございますけれども、そういう場所だからこそ、早急にこの利用計画を策定すべきではなかろうかというふうに感じておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

結論から申しますと、小田議員がおっしゃったことはもうごもっともだと承知しております。まさしくそのとおりでございます。この間10年間結果的に放置されていたということは、私ども非常に申し訳ないという気持ちでいっぱいでございます。

利用計画につきましては、今後第5次の総合振興計画を策定してまいります。この中でどのように位置づけていくか、そこら辺で活用を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

先ほど申しましたように、寄附を受けて9年間もたっておる。いろいろ要素はあろうと思います。難しい背景もあろうと思いますけれども、旧所有者におかれましては、60年ほど前に他県からこの芦屋に来られて、一代で財を築かれております。そして、芦屋の町民の皆様方に支えられて今日があるんだという感謝の気持ちを込めて、何らかの形で芦屋町に恩返しをしたいんだと、そういう意向のもとにこの寄附がなされておるといふふうに伺っております。

したがって、当人も非常に高齢でございます。だから、元気なうちに何らかの利用計画なり利用方法を策定して、本人に安心感を持っていただくというようなことも非常に大切なことじゃないかなというふうに思います。したがって、福祉施設に限らず、何らかの形で利用していただけるならば、それはそれとして私は受けとめますよと。本人の意向もあるわけですよ。事実、私もお会いしましたから。いろんな話を聞きました。そりゃ不平不満も結構ありました。そういうことも踏まえた中で、やはり早急にこの寄附者の意向を反映させるような方向を見出していきたいというふうに思っておりますが、町長、最後にこの件についていかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

小田議員が最後におっしゃられましたことは、私もたびたびこの山田さんとお会いする機会が多いんで、よく電話もかかってきてお話しするんですが。余りにもよ過ぎて、場所がよ過ぎる。そして広いということ。先ほど来より課長が述べておりますように、いわゆるお年寄りのため、福祉のためにといいながらあるんですけど、なかなか財源のこと言うのもあれなんですけど、財源の裏づけというか、やはりあの場所でかなりのものを建てるとうると、かなりの金額が要るわけでございます。かといって売却というわけにもいきません。じゃあ、貸すかという形になると、やはりそれもその方に貸した方が、そこでほんとに真摯にしていただければいいけど、じゃあ事業というのはやはり変遷があるものでございまして、人の手に次から次に渡るといふ危険性もあるわけでございます。本当に我々とすれば、いただきました山田さんのほうの意思というものをどうすればいいかということで暗中模索しておるわけでございます。

で、今のまま荒れた放題で車進入禁止ということは、これはいかなもんかということで、つい数カ月前、所管の課長に、せっかくいい場所であるのだから、とりあえず自然公園化、公園化として、あそこにお見えになられた方がちょっと休憩できるようなベンチだとか日陰だとか、そういう形でとりあえず計画できないかというふうに投げかけておるわけでありまして。

あれだけの土地でございますので、いつか必ず芦屋の財政がある程度正常化したり、それから、国なり県なりがそういうような何となく大きな補助金等々が出れば、早速そのような形で進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

町の財政状況等々を考えると、とても直営ではいろんな施設を設けて運営させていくことは、コストの面等も考えますと非常に厳しいだろというふうなことは理解をしております。したがって、この土地の利用の方法として貸し付けによる活用策

も検討の余地があるんじゃないかなと思うわけですね。

例えば、午前中もちょっと話が出ておりましたけれども、短期入所生活介護施設みたいなもの、芦屋町では特別養護老人ホームまつかぜ荘があるわけでございますけれども、このまつかぜ荘につきましては70人の定数と、その70人の定数に対して、現状申込者が150名、実質待機者が午前中もちょっと話が出ておりましたけれども、114名というふうに、町内の方々も七、八十名おられるわけでございますけれども。そういう施設を民間の方でつくっていただく。そのためにこの土地を活用していただく。そういう方法も考えられるんじゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

土地活用という点につきましては、十分に考えられる施策の一つだと思っておりますが、その件につきましては過去検討したことがございませんので、今ここではっきりしたことは申し上げられないというのが意見でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

検討したことがないということでございますけれども、じゃあ今までにこの土地について借地したいと、利用計画はこういうことなんだけれども、借地をしたいけれどもいかがでしょうかというような相談があったかどうかお伺いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。――財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ございません。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

本当はないのかどうなのかという疑問があるわけですよ。本人に私は話聞いているんですよ。本当にございませんか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

すみません。昨年4月から財政課に来たわけなんですけど、私の知ってる範囲では聞いておりません。すみません。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

私が聞いた範囲では、民間の方から福祉施設をつくりたいが、この土地を貸していただけたらという相談を町に申しあげたら、町のほうからは断られましたという話を伺っております。

理由としては、寄附者の意向がありますということだったから、じゃあ寄附者にお会いして相談申しあげてもよろしいですかという話をしたら、それはちょっとま

ずいんじゃないでしょうかというような話があったということを伺っております。

それはさておきまして、いずれにしても寄附者にとっては、大変思い出のある土地でございますので、先ほども申しましたように、非常に高齢でございますので、元気なうちに安心していただけるような形での対応をぜひ早急にさせていただきたいということを申し述べまして、この件は終わりたいと思います。

続きまして、船頭町の駐車場跡地についてお伺いいたしたわけでございますが、町のほうで検討なされ、21年の5月に方針決定がされたということでございますけれども、この土地については過去にもいろんな議論がなされております。そこら辺は町長が一番詳しいんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、過去には商業の活性化の一つのとして、パティオ事業といいますか、そういうものも検討されたけれども、これも中止となり、平成18年には中央商業協同組合という組織も解散されたというふうには伺っております。

ただ、この土地については19年の9月議会におきまして、新しく誕生した波多野町長の言葉として、「船頭町駐車場の活用は町の指導でもって箱物をつくるのではなくて、テント村形式で自由に商売ができる芦屋何でも市をつくりたい、このことは真摯に進めていきたい」と、力強く申されております。この言葉と現在の方針が変わっておりますので、ここら辺の経緯について、町長の考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私、今議員申されましたように、マニフェストで確かにそういう形で、そういう思いで——ちょっと言葉あれなんですけど、テレビでよく見る外国映画で、ドイツとかスペインとか周りにいろんな人が売りにきてという、そういうイメージを持ってああいう形を持っておったんですが、ハローデイが撤退して、その後にスーパーがあそこに来るであろうということで、まさかあそこがあのままになろうとは、ゆめゆめ私も思ってもおりませんでした。いずれあそこに何かハローデイにかかわるところが出店してくるであろうということで、それが想定外でありました。そして、そうこうするうちに、やはり緑ヶ丘、高浜、正門町、あの付近の方々より町長の手紙というものがございまして、たくさんいただいております。その中で、とにかくお買い物できるところ、早く言えばスーパーを誘致してほしいということがございました。

全協のときも申し上げましたように、やはり何段階か私の頭の中にはあります。今、一段階目は課長が申し上げましたように、売却案もちょっとこういうご時世でございますので、周りに大型店があれだけできると、なかなかやっぱりスーパーというのは難しいか。売却というの難しいか。ということで今両建てで買っていいよというところがあれば、あと借地という形、それが第2、第3で、最後にどうしてもやはりこういうご時世でございますので、出店者がいないということになると、当初の私が今小田議員、マニフェストに書いてありますとおりに、結局いよいよこれは最後の手段というか、あそこにテント村というか、自由に野菜なり魚なり、いろんなおかずなり何なり、そういうような形で出店できるようなものをつくりたいと。何が何でもやはりそういう身の回りのお買物ができないということが非常に困りになられとるということで、何とかしたいなと思っておるわけでございます。

それから、課長も申し上げましたように、やはり何と申し上げましても、やはり

芦屋町の財政というのがボートに今頼るわけにはいきません。やはり何とか歳入をふやさなければならないということで、土地売却して固定資産税が入る。雇用が生まれる。そういうような形の中で、それが一番最善であろうという形の中で決定いたしましたわけでありませう。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

20年の12月の議会で、この土地にスーパーマーケット等の誘致を考えたということでもございましたけれども、その後この誘致活動がなされておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

誘致活動につきましては、いろいろな方法でやっております。直接これはもう副町長までご足労いただいて、スーパーのほうに訪問しております。芦屋町にぜひ来てくださいということも熱意を持って訴えて数店舗回っております。それは第1回目の公募要項の配付、それから今回の公募要項の配付、それともども場所を変え、場所というか、相手を変え、都度、福岡から北九州圏域一体、筑後地区も含めまして広く参っております。これはすべてまだ現在のところ完了しておりませんので、これも引き続き来週も行くように考えております。

それから、スーパー出店というふうになれば、どうしても投資とかそこら辺の関係がございますので、金融機関等、こちらのほうにもお願いに参って、店舗を紹介していただきとか金融機関のほうから当たってみてくださいと、そういうふうな営業活動は行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

非常に誘致活動に熱を入れられとるということでもございますが、感触としてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

先ほど町長が申されましたように、水巻の大型店の出店ラッシュ、これを各店舗、結論から申しますとちょっと非常に懸念してるところがございます。それで、今回第2回目の公売っていうのを公売と賃貸っていうところで、なぜこういうふうになったのか、第1回目反省して、なぜこういうふうになったのかということにも若干関連するところではございますけれども。

例えば土地というのは最初の公売ですと、1億6,000万円以上の金額でございます。それと、スーパーに訪問したとき、そこら辺で例えば200坪の店舗をつくろうとしたら幾らぐらいの、例えば建物に経費かかる、それから什器に幾らぐらいかかる、そういったことをたくさん聞いております。それで、設備投資というか初期投資が非常に大きくなるといったところから賃貸も入れた考え方もあるんです

けども、一つそういうスーパー側からの感触というのはちょっと楽観視はしておりません。ただ、別系統なんですけども、お話しをいただいているところがございしますので、お話しをいただいているというか、お話しがあったところがございしますので、そちらとかを一つの突破口として進んでいけたらいいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

次に、財務規則の120条で公有財産の取得、売却、貸し付けについての検討をするために、公有財産取得売却貸付検討委員会を設置するとありますけれども、これは今でもあるのかどうなのか。この検討委員会の中で、この土地のことについて売却、貸し付けについての議論がなされたのかどうなのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

委員会は今でも存在しています。そして、内容につきましては検討委員会のほうで検討した結果でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

この土地については、過去からのいろんな先ほどからも話しましたように、いろんないきさつがあるわけですが、土地家屋の移転補償費、それから道路改良費等々を含めましても、非常に高額な税の投入がなされとるわけですね。そういう背景、それから逆に売却に伴うリスク、今の経済情勢を考えたときに、進出してみようかということで芦屋町に進出してきた。土地は売ってしまった。ところが、経済情勢の悪化でもって、もし閉鎖と、閉店というようなことになると、この土地が第三者に売られるという可能性もあるわけですね。それと、それに対する担保が十分にとれるのかということ。要項もありますけれども、ありますけれども、法的には所有権者が一番強くなるんじゃないかというような気がいたしております。

それと、現在の駐車場がしんえいもそうなんですけれども、あそこにお買い物に来る客以外はとめてもらったら困りますよという話があつとるですね、過去にも。そういうことで、そのスーパーなりが進出してきたときに、今のような形で一般の方々があそこを駐車場として利用できるような担保がとれるのかどうなのか。そういうものを考えたときに、この全体の5,500平米を売却してしまうのではなくて、中央公園側の高い位置だけを売却する。そして、下のほうの駐車場については現状どおり住民の皆さん方のための、まず買い物客のためにもなりますけれども、そういう方々のために駐車場として利用していくというような考え方も一つの考え方ではないかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○企画政策課長 吉永 博幸君

全体でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

小田議員の質問にございました店舗が閉鎖されて第三者に渡って、どんなものが建つかわからないという懸念が出るんじゃないだろうかという点についてちょっとお答えさせていただきたいと思います。

この地域につきましては、用途地域を見直し、商業地域全域やっておりますけども、これにあわせて、いわゆる地区計画、都市計画法に基づく地区計画を設定しております。これは町の都市計画審議会、それから地元説明会、所要の法的手続きをとって決めております地区計画でございますけども、この中ではまず基本方針としまして、商業系施設の集積を図るという基本方針ですね。

それから、次に掲げる建物を建築してはならないというふうな取り決めがございまして。まず第1点目は、いわゆる風営法に係る施設はだめですよ。それから、カラオケボックスはだめですよ。それから、1階を住宅とする施設ですね。それから、いわゆる倉庫業倉庫、それから原動機を使用する50平米以上の床面積のある事業所、それから劇場とか映画館、いわゆる不特定多数の人が一度に多く集まるような施設、競技場とか、それとか勝馬投票券発売所とか、こういったものもございます。

こういうふうにして、仮に町から手が離れた場合でもこういったものは建てられない。周辺の方々には迷惑をかけられない。かけられないようなものにしていくために、先ほど申したような建物については地区計画で制限をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

次に、4月26日の全協におきまして、3月時点で公売かけたけれども、応募がなかったと。近傍地価の変動率マイナス8.32%で時点修正を行って、現在1億5,370万で。あるいはまたこの見直し価格の2%ということで、307万4,000円で賃貸するという報告がなされておりますけれども。この根拠、近傍地価の変動率3.2%を掛けなきゃならなかった時点修正の問題、それと見直し価格の2%の根拠、これについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

この不動産鑑定を実施した時点は、平成21年3月31日現在でございます。それで、今回いわゆる地価公示価格を参考にしております。地価公示価格で、船頭町の商業地域の変動率がマイナス8.32%でございました。したがって、土地鑑定を行った金額からこの下落地と申しますか、変動率を掛けまして、いわゆる公売価格を掛けた。それによって自動的に賃貸価格も、賃貸価格も当初鑑定をやっておりまして出しております。公売価格が決まれば賃貸価格も自動的に決まるというようにしております。

結論から申しますと不動産鑑定、この価格を基準として持ってきております。先ほどの2%のところも同じような理由になります。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

応募がなかったということで、時点修正されておるわけですが、この2回目の応

募がなかった場合も、またそれ以降時点修正をされるのかどうなのか、お伺いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

何分現在公募を行っております。そして、お話しも来ております。今対策は考えねばならないと思っておりますけれども、将来万が一の対策というのは。だけど、今は結論を待つのがすべてだと思っております。あわせて対策もちょっと考えてはおる途中ではございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

財務規則の138条で、財産の借り受け者は芦屋町町有財産取扱規則により、貸付料を納付しなければならない。この取扱規則の26条では、貸付料の額の算定については、固定資産評価額相当額の100分の5が年間の貸付料というふうにしちつとうたわれておるわけですね。これを適用しないで、先ほどのような形での2%というのはどのような考え方でこれされたのか、お伺いをいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

規則の変更といいますか、それを先日やりまして、そのほかに特に町長が定める額というふうな項目を入れてますので、100分の5以外での計算もできるような内容にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

この土地の有効利用につきましては、町長を初め執行部の皆様方大変ご苦労されておることについては敬意を表するわけでございますけれども、現状の芦屋町におかれる生活環境いわゆる買い物環境、これについて非常に高齢者の方々がお困りのようでございますので、現状の買い物環境についてどのような認識を持たれておるのか、町長お伺いいたしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど申し述べたと思うんですけど、とにかく売れなければ貸す。貸さなければ、言うていいかどうかちゅうなんですけど、建て貸し、それから最後は、もういよいよ最後はテント村ということ、そこまで考えております。必ずや高齢者の方々等々、車のない方等々、いわゆるせめて最低身の回りの商品がお買い物ができるような形にしたいと。それは先ほども申し上げましたように、一番要望が今多いのは、何とかお買い物はできる場所をつくっていただきたいという住民の方のこの要望が一番多く来ております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

時間が余りないものですから、物があふれておるはずの我が国で、今、日常の買い物に不自由している60歳以上の方たちが約602万人ほどおられるということがさきの新聞紙上でうたわれておりますが、この芦屋町におきましても身近な商店街が次々と閉店され、ご承知のとおり正門町のスーパーも閉店になっております。そういうことの中で、遠方のスーパー等に出かけるような交通手段もままならない。

こういうような状況の中で、買い物難民と言われておりますけれども、経済産業省のほうではこの定義は買い物弱者というようなふうに言っておられますけれども、今後ますますこの高齢化とともに高齢者の方々がふえていくと思っておりますけれども、現状における60歳以上の、芦屋町における60歳以上の高齢化率、それとできれば65歳以上、75歳以上の高齢化率がわかりましたらお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

芦屋町における高齢化率についてのお尋ねでございますけれども、21年の10月1日現在ではありますが、60歳以上ということになりますと30.4%ということになっております。

一般的に高齢化率を申しますときには、65歳以上の高齢者の方ということになりますので、それになりますと23.4%、65歳以上の高齢化率ということになれば23.4%。さらに75歳以上の方の全体に占める割合ということになりますと11.4%ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

ありがとうございました。高齢者の皆さん方の声として、先ほど町長がおっしゃったように、とにかく買い物環境をきちっとしてほしいというような要望が非常に多いと。私も現実にそういう声を多く耳にいたします。とにかく病院や役場、あるいは郵便局に行くのも大変難儀をしておりますという声が非常に多ございます。そういうことで、高齢者の方々が日々三度三度の食事の材料やあるいは野菜、日用品の買い物に大変苦慮されておりますので、この船頭町の駐車場の活用については行政の積極的なかわりでもって早期に問題解決していただきますように、そのための努力をぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

それと、昨年4月にこのマスタープランの後期基本計画が変更されておりました、その主たる内容につきましては、住民の皆様にご利用性と快適な買い物空間を提供します。そのために船頭町駐車場に集客力のある商業施設を誘致し、中心商業拠点の形成を図りますと明確に記されておるわけですね。このマスタープランももう今年度が最終年度であります。時間もございませんので、ぜひとも早期に高齢者の方々の買い物環境を整備するためにも、この問題を深刻に受けとめていただいて、早期に町なか再生といいますか、そういう形での対策を講じていただきますように要望いたしましてこの問題を終わりたいと思います。

続きまして、質問事項の3点目の夏井ヶ浜観光道路の町有地の件でございますが、

これにつきましても購入後10年以上も経過しておりますけれども、これについてもいまだに利用計画が樹立されてないということですが、その主な原因ちゅうのは、先ほど財政的な面もありますというような話もありましたけども、主たる原因は何なのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

当初この土地購入に至りました経緯にちょっと関連するわけなんですけども、現在の地域づくり課のほうで、観光地として整備したいというふうなことが理由としまして土地購入をしたわけでございますけども。そのときに整備イメージといいますか、実施計画の中では財源等はちょっとなかったんですけども、非常に高額な整備費用が予想されるような内容でございました。これで、その財源はどうするかということをお互い検討していく中では、ちょっと町の財政としてはちょっと厳しいというところで、なかなか折り合いがつかなかった。先ほど申しましたように、やりたいこととお金がイコールではないという、結局は財源の問題になってきますけども、これがだんだん、だんだんというか、これをずっと引きずっておまして、決定には至ってないというようなことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

いろんな施策を実現するためには、必ずこれはもう財源がついて回る。これはもう当たり前のことですね。現在の芦屋町の財政状況を考えたときに、大まかないわゆる経費がかかるような整備は非常に厳しいと思います。ただ、あそこは自然公園的な要素を非常に持っております。

したがって、私も現場を歩いてみましたけれども、周囲の刈り込み、それと東屋的な展望所といいますか、そういうものぐらいで十分ではないかなと。活用策としてはそういうことで済むんじゃないかなと。であるならばそんなに経費をかけなくても済むんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ただいま小田議員が申されました方向というか、まさしくその方向で議論は近年いたしております。すぐ横に、はまゆう群生地がございます。はまゆう群生地というのはご存じのように、福岡空港におり立ったとき、それとか小倉駅に新幹線でおりましたとき、このはまゆう群生地のコルトンフィルムが張っております。これは福岡県においても福岡空港とか小倉駅に張ってあるぐらい重要な、重要というか、県の天然記念物でもあるんですけども、そういうふうに福岡県でも認知してるようなところですよ。

ところが、実際に来られた方の声ですと、ちょっと意外に来たら少ないねとか、そこら辺はちょっと実はございました。それで、あの中ではまゆうを植栽できないかということも実は検討のテーマとして一つございました。ところが、自分が以前、当時の産業観光課にいたときにも検討したんですけども、地盤改良が必要だと。岩盤

の上にバラスが引いてあって、その中で植栽は非常に厳しいということで、当時企画課とやりとりした経緯がございますけれども、こういった方向で整備を考えていきたいというようなことは近年の実施計画のヒアリング等ではそういうお話しが中心になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

まちづくりの基本となる、いわゆるマスタープラン、芦屋町の基本計画でございますけれども、この中で芦屋町は北九州都市圏における観光レクリエーションの拠点を目指しますと、基本的な方向がそこで示されております。

そのための施策といたしまして、新たな観光スポットの創設、洞山からはまゆう群生地までの景観地周辺の環境整備の促進をします。観光資源を生かした観光公園として夏井ヶ浜自然公園の整備、充実を図りますと。より具体的に主要な施策が示されておるわけですね。

やはりまちづくりの基本は、このマスタープランに沿ってまちづくりはされるべきだと思うんですね。そうしますと、この第4次のマスタープランにつきましては、13年に策定されたわけでございますけれども、今年が最終年になります。第4次については。したがって、このマスタープラン等の内容と現状の考え方はちょっとずれておるような気がいたします。したがって、このマスタープランとの整合について最後に町の考え方を尋ねたしまして私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今申されましたとおり、周辺環境の整備、夏井ヶ浜自然公園の整備を図る、そういう施策が計上してございます。マスタープランにつきましては、ずっと評価しているのを現在やっております、その中にはできてるもの、これに限らずできてるもの、十分できてないもの、いろいろございまして、この項目につきましては当時掲げた施策の中でははっきり申しまして、達成が図られてないというようなことでございます。申し訳ございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。3点ほどお尋ねいたします。

まず最初に、ごみの減量化について、きょう皆様のお手元に配付していただいております芦屋町のごみ減量化計画の中についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、今年度から3年間の町のごみ減量数値目標が示されておりますが、年次的な計画やチェック体制もなく、実行性に乏しい感がございます。ごみ減量化に欠かせない分別回収率の向上や生ごみの出し方など、今後においても町民や事業者への積極的な働きかけがどうされるのか、お尋ねいたします。

2番目に、生ごみの資源化についてはどのような協議や取り組みが行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、河口堰のごみ処理問題について、1月に開催されました「第2回 I L O V E 遠賀川流域リーダーサミット」において、芦屋町長は最下流の芦屋町が大雨のたびに悩まされている河口堰からの大量のごみ問題などについてご報告され、流域共通の環境美化条例や基金創設及びデポジット制度の導入など法整備を国に求めることなどを提案されました。

遠賀川上流あるいは中流域の首長からも参加首長からも賛同するご意見が多く出て、次回2年後にはなりますが、その次回のサミットにつなげていくということが確認されたと認識しております。

流域全体の自治体を含めた協議が、この問題についてはどのように進められているのかお尋ねいたします。

最後に、これもお手元に参考資料を配付させていただいておりますが、芦屋町環境基本計画や条例制定についてお尋ねいたします。

16年前、平成6年だと思いますが、施行されました環境基本法により、芦屋町は町全体の環境保全に関する施策を策定し実施する責務、これはその基本法第7条に掲げてあると思います。それがありますが、いまだに計画も策定されておられません。遠賀川のごみ問題の解決策を流域自治体に提言している自治体の首長としても、ぜひ住民参加による計画策定や条例制定に向け早期の取り組みを求めますが、町長にご見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

では、件名1のごみの減量化について、要旨1点目でございますが、策定いたしました芦屋町ごみ減量化計画の計画期間は、平成22年度から3カ年計画といたしまして、減量の目標値を平成20年度比で家庭系を15%削減、事業系を10%削減としまして、目標年度を24年度としております。

減量の把握は各年度ごとの芦屋町からのリレーセンターへの搬入量資料などで確認・チェックを行い、状況によりまして、次年度の取り組みに結びつけていくことを考えています。

計画書におきましては、町民、事業者、町の役割を掲げ、それぞれの実行、行動計画を掲載しています。推進の方法といたしましては、啓発のため、広報及びホームページ掲載、特に事業者につきましては、商工会への協力をいただき啓発に努めます。さらに、区長会を主体とする地区衛生組織と一体になりまして、啓発の推進等に取り組んでまいります。

続いて、要旨2点目でございますが、広域行政事務組合で設置されました廃棄物減量等推進会議の生ごみの回収に関する答申――平成20年1月30日答申となっておりますが――これを受け芦屋町の新たな取り組みといたしましては、21年度からでございますが、簡易なものではありますが、水切り器による減量の取り組み、平成22年度からは従来のコンポスト容器購入に対する助成に加えまして、生ごみ電動処理機購入に対する、上限2万円の助成制度を実施しております。そして、生ごみの資源化を啓発するとともに取り組みを図っていくこととしております。

広域事務組合構成市町村での生ごみの資源化の取り組みにつきましては、2年ほ

ど前に試験的ではありますが、生ごみ試験分別収集モデル地区を指定しまして、可燃ごみ収集日の二、三日を地区住民の皆様にご協力いただきまして、分別収集を行ったことがあります。

今後の生ごみの資源化、堆肥化等でございますが、それと分別収集方法などにつきましては全体的な課題ととらえております。

続きまして、件名2の河口堰のごみ処理問題についてでございます。

本年1月のリーダーサミットの席におきまして、波多野町長から提言・提唱されました遠賀川を美しくするための共通条例の制定、基金の創設、そして国への働きかけとしまして、デポジット制度の導入について、サミット開催の国土交通省遠賀川河川事務所を主体に、遠賀川の水質汚濁防止連絡協議会におきまして、検討していくこととなります。関係市町に条例の制定、基金の創設に関するアンケート調査が実施されましたので、これから各種協議が進められることと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

要旨大きな件名の3点目、芦屋町環境基本計画や条例制定についてということで、計画策定、条例制定に向けて早期の取り組みを求めるというご質問でございます。

環境基本法での地方公共団体の責務としてということで、地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定、そしてかつ実施するというところで、議員言われた第7条の責務ということはそういうことでございます。

芦屋町は環境政策の一つではありますが、芦屋町環境美化に関する条例を平成6年に制定。環境美化を推進して現在に至っております。また、本町といたしまして、一事業体といたしまして、芦屋町環境保全実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減等に取り組んでおるわけでありまして。

町全体の環境の保全につきまして、町民、事業者、町が連携し、どのように取り組むのか等の基本計画の策定や基本条例を制定し実施するには、それなりの調査、研究を必要といたします。

現状におきましては、住民、事業者の皆様環境に優しい取り組み等を啓発するとともに、情報の提供などを行っているところでありますので、計画の策定及び条例の制定につきましては、必要性等を十分に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

ごみ減量化計画でございます。

皆様のお手元にありますので、これはけさほどの一番目の一般質問のところでも、波多野町長が「ごみの減量化は永遠のテーマだ」という言葉が先ほど聞くことできたんですが。これがちょっと私がこれももちろんパブリックコメント経てここに出てきてるんですけども、パブリックコメントに関しては1件もなかったという議会での報告は受けてますが、これ自身、きょうは行政の担当課の方をお願いして、この計画をぜひ町民の傍聴者の方も含め、行政の執行責任者の方も含めて見ていただき

たいなと思ったのは、これがパブリックコメントの機関を経てでき上がったのが前年度末だろうと思いますけど、4月、5月、今6月ですけれども、これがホームページもリニューアルされたところでは、この内容がある程度まとめられ、あるいはこの内容がそのまま策定されているのであれば、ホームページに載るだろうということも思いながら、ずっとチェックしてきましたが、この間掲載されていないように思われます。それと、当然これ広報に関しては掲載の準備の期間もありますから、今後ということはおありでしょうが、これが一切町民に知らされない、知らされていないということがちょっと不思議なのと。それと、これはどういうふうな策定をされたのか、いわゆる庁舎内部だけなのか、先ほど来広域のほうの、いわゆる広域のほうにもごみ減量化に関する目標数値だとか、あるいは生ごみも含めた審議会あたりもあるんですけれども。そういう芦屋町のいわゆる一般の住民の方あるいは各種団体の方でもいいんですけど、そういう方たちが入られたのか、そこら辺もよくわからないんです。これを策定された人員メンバーと、それとこの数字目標ですね、先ほど来、家庭ごみが15%、事業者が10%、これほどのような根拠に基づいてこの数字が出されたのか。広域の目標数値とちょっと違ったりするものですから、そこら辺を教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

では、住民の皆様などへの策定の周知というんですか、お知らせでございますが、広報につきましては、広報紙の紙面等ございまして、7月15日ぐらいに広報紙面に掲載予定。行事計画表の裏面を使いまして、概略というんですか、概要を周知しようというふうに考えております。

それと、ホームページへの掲載につきましては現在鋭意作成中ございまして、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

それと、減量化の目標数値の関係でございますが、芦屋町は家庭系15%、事業系10%という削減目標を立てております。この数値の算出というんですか、設定の根拠となりますのは、広域事務組合のほうでごみ減量化の目標の数値、これが22年度までたしかそう思いますが、全体的なもので20%減という大きな数字が出ておりました。その関係を芦屋町の方で年度ごとに減量になってきた数値等を勘案いたしまして、この15%と10%を設定させてもらっておりますが、この計画書策定に当たりましては、所管の環境住宅課のほうで、広域事務組合のご意見等をいただいた中で策定をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

策定された経緯はお聞きしましたが、1つ確認したいのが、この広域のほうはこれ私手元に持っているのは、行財政改革の実施計画の中には、このごみ処理に関する事務として、平成20年度比いわゆる芦屋町のこの計画とスタートは一緒ですが、いわゆる比べる基礎になる年度は平成20年度なんですけど、20年度に対して21年度は5%、22年度は10%の削減、いわゆる20年度比に対して22年度で10%という削減目標を掲げていると思いますけど、ちょっとこの数字的にちょっと整合性がないなという感じがしたんですけど、いずれにしてもこれを策定されたのが

担当所管の環境住宅課であり、そしてこの内容に関して現状、課題、そして今後のごみ減量に関する実行計画というふうには流れてはいるんですね。それで、字も大きくて読みやすいんですが、これが最初の質問項目に書いているように、どのように実行が担保されるのか、全くわからないんですね。それで、3年間のトータルの目標数値は、そうやってそれぞれ家庭系、事業系並べてありますが、じゃあその次の段階の数字は、いわゆる結果を見て次を設定するというふうに私は先ほどの説明を聞いて感じたんですが。

まず、このページの一番肝心なところは、10ページのごみ減量に関する実行計画、ここにまず大きな一番として、町民のごみ減量行動計画ということで、買い物編、生活編、ごみ出し編、これはちょっとお言葉がきついかもしれませんが、これはもう普通みんながわかってる、頭では。わかってる内容で、常にどっかで見る、何ていうんですかね、啓発文書なんです。ですが、本当にこれを実行しようと思ったら、今現在の課題をもう少し掘り下げて、どうやってこれは例えば地域に対して、事業者に対して、どのような方策を具体的にしていく。ただ、その意識啓発・啓蒙活動だけでは、とてもじゃないけれどもこの数字がどうなのかなと。

先ほど町長も午前中のところで、ごみ減量化の推移をちょっと具体的に18年、19年のところをとられて、かなり数値が下がったということはおっしゃって、それ事実なんです。これは一般的には確かにそういう分別を含みリサイクルが進んだ部分と、特に19年、20年にかけての経済不況です。それによって消費が冷え込んだという、これはもう全国的な傾向ということで、もう皆さん周知されているところですが。

ですから、例えば5ページにある、1人1日当たりの排出量が、そこに20年度が549グラムというふうになってます。これを例えば24年度までの3年間、今年度からですね、22、23、24と、この3年間で15%、単純に言えば減らそうと。その具体的なやり方は例えば8ページに。例えば、ご飯茶わん半分、8ページに書いてありますけど、この160グラムがその削減目標の80グラムという、おおよそ想像がつくような、こういう絵を描いてあるのはいいんですが、実際そういうふうにしていく、その手段が、ただ例えば区長会のところに行ってお願ひして、そうやってしてもらおうように願ひする。そして、事業者のところも商工会の方たちのご協力を得て、そこに行ってお願ひする。それだけの取り組みにしか見えません。私も別に行政にそれ以上のことをやれとかいうんではなくて、もう少し具体的なものがないと、本当にこれが実行できるのかなという疑問がありますが、この疑問はどうやって解消していただけますでしょうか。具体的な方策をもう少しあれば教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

第1回目の答弁で申し上げましたように、芦屋町からどの程度のごみが減量されているのかといったところは、リレーセンターへの搬入量資料、それをもとに確認等を行っていきます。そして、その状況によりまして、削減されてない状況とか、そういったことを見受けられますと、その取り組みにつきまして、次年度にどういった取り組みをやっていけばいいのか。そして、それを減量化に結びつけるという方策については検討を要するものと思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この問題だけで時間はかけられないので。今の説明を聞きますと、実際22年度、もう既に2カ月たったんですが、この計画書見ると、本来なら今おっしゃった課長の言葉は1年前に聞かなければならないことじゃないかなと思うんです。というのは、もう22年度から既に目標値をいわゆる家庭ごみでしたら15%がもう既にスタートしてるんだと私は認識してるんです。

ところが、今の説明ですと、今年度いっぱい中に、そのときそのときで数字は出ますよね。月でも、月単位でも。それからすぐやっていくのかというよりも、来年度に向けて、そうであれば私は実質23年、24年間の2年間でしか、この取り組みはできないんじゃないかと危惧しますが。ここが私が言ってる意味がわからないのかなと思うのは、もう既に22年度のその数値目標に入った取り組みがされてなければならぬんじゃないかということをおっしゃったんです。ですが、それはいいので、とりあえずこのことは今後、その集計表をどういった形で細かいようですが、チェックされていくのか。1年間を見て、あるいは半年ぐらいのを見て、次の次年度の数値を上げるのか。単年度だけでも、22年度だけでも幾ら何%削減という、そういう数値は決まってるんでしょうか。そのことだけ確認をさせてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

では、21年度の減量の関係でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの関係、合計でございますが、21年度につきましては4,193トンとなっております。この数値を平成20年度比にいたしますと、3.7%の減ということになっておりまして、約4%弱減量化されてるといふふうに思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

それが今出てくるとは。確かに20年度までのデータがあって、そして21年度はなくて、いわゆるもう既に20年度をベースにしたあれからすれば、今おっしゃったまさに21年度が確かにもう出てるということで3.7%。これは自然減少だろうという気がしますが、努力によってされたのか、そこはちょっと追究はしませんが。いずれにしても3.7%が今22年、今の把握してる数字ということになるわけですね。結構です。もうこれに関しては、いずれにしてもこの計画がもう少し具体的な取り組みないしは数値目標がはっきりしないと、これをどういうふうに具体的に地域でも働きかけていかれるのかということがちょっとわからなかったので、お尋ねしたんですが。堂々めぐりですので、とりあえず次の生ごみ資源化の協議のところに入ります。

これは2年前に、分別モデル地区いわゆる生ごみの出し方の調査ということでは、ちょうど私のほうは江川台なんですけれども、江川台が去年の夏でしたかね。いわゆる絞り器を配っていただいて、それでちょっと出してもらうようにというモデル地区としての調査もあったんですけど。これは今どういう状態で、この調査

結果はどこが管理して、これがどういうふうに住民らに各自治体のほうに報告されて、これがまた資源化というよりも、ごみ回収のいわゆる量を減らす、水分量減らすという、何の目的でされたのか、そこら辺のところを教えていただけないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

ごみ減量化の関係でモデル地区として、21年度中でございますが、町内4地区をモデル地区といたしまして水切り器、これを合計で500個、区に入られてる世帯のみでございますが、配付いたしましてアンケート調査を実施いたしました。その集計等を行っているわけですが、資料等につきましては環境住宅課のほうで管理をしております。それをこのデータ等を関係自治体に配付するとかいったことについては行っておりません。それで、今後もこの水切り器の配付につきましては継続してやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

昨年度は4地区に限ってやったと。そして、アンケートもしたが、今年度はまた範囲を広げる。いわゆる地区をふやしていくということでしょうか。水切りに関してはそういうのをぜひ利用して、少しでも自宅から出すときにそれを利用してやってくださいということで、幾らか効果があるのかもしれませんが。

その前の年に、はまゆうのほうの団地のほうで、ごみ出しの状況を調査されたことがあったと思いますけども、その調査は何のためにされて、今それがどういうふうな議論の中で使われているのか。地元の方からも、そういうのされたけど、それがどうなってるのか。今、それが何のためにそういうようなことをしたのかという、そういう地元の方の声もあったので。とにかく何をやっても多少なりとも、こうでした、ああでしたということの報告はしていただくのが、一般的に言う情報の共有化じゃございませんでしょうか。そのもう3年前だろうと、2年以上前だろうと思いますけど、はまゆうでごみ出し方の調査は今どのところで生かされているのか、何のためにされたのか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

平成20年度ですが、広域事務組合構成市町の中で、生ごみの資源化のためにといったところで試験的に分別収集を行いました。

これにつきましては、生ごみを有効に使おうという資源化でございますので、収集等行いまして、その後堆肥化ですね、そういった処理に結びつけるといったところでございますが、この最終の堆肥化処理を行う業者さん、施設等、そういった問題等がございまして、現在のところは検討はしておりませんが、構成市町全体的な問題として、課題としてとらえております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

広報の機関誌も年2回から3回発行されてますが、いずれにしても、そういう調査とかされた場合は、何らか最低でもそういう季刊誌なりを使ってご報告されるのが当たり前じゃないかなと思うんですが。特に広域の季刊誌に関しては、それこそ機関がありますので、その辺は芦屋町の広報のところでも、何のためにされたのか、それが今どう生かされているのか、ほとんど見えないと。一事が万事で、そういうところで何かをしてもその結果報告がほとんど報告されなかったりするものが、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、ここの自治体の悪いくせかなというぐらい報告がないということがすごく多いということは。今後いろんな意味でそういう調査をされた場合は、何らかの形でなるべく早く、詳しく述べる必要はなくても、何らか報告をしていただきたいと。それは要望しときます。

それと、大きな2番目に入ります。河口堰のごみ処理について。

これに関しては直方のほうで1月17日でしたか、ILOBE遠賀川の流域サミット、リーダーサミットですかね。これは平成20年度と合わせると2回目ということで、1回目の木屋瀬のほうも私行きまして、波多野町長の芦屋からの問題提起をされたのを記憶してますが、それが今回の2回目のそのリーダーサミットのところで、かなり前進してきて、地元で活動してる団体としてもすごく喜ばしいことだなあと思いましたが。ただ、遠賀川流域リーダーサミットというか、これが多分決定機関ではないと思われまので、どういうふうにも3点の提案が協議して決定していくのかなというのがわからなかったもので、今お尋ねしたら、遠賀川水系、水質汚濁防止連絡協議会ですよ、水濁協と俗に言ってる。そちらのほうにいわゆるおろして、そういうことが今後協議されていくと。

それで、先ほどおっしゃいましたアンケートという言葉が出てきたんですが、このアンケートというのは、概要でいいんですが、何のアンケートなんでしょうか。どういったアンケート、何を求めるアンケートなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

アンケートの内容でございますが、遠賀川を美しくするための共通条例というんですか、その制定の関係の分と基金創設の関係のアンケートでございます。それと、現在あります水源の森基金とか森林環境税、これらの有効利用とか、そういったものについても今後、アンケート集計をされた中で協議・検討されていくものというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

3つ目のデポジット制度などの法整備を国に求める。これはたまたま、たまたまといいますか、今回議会のほうにも意見書としては上がってますけれども、あの場に出たデポジットに関する、国への要請、それがどういった団体であるのかということも含めて、この点はまだ協議がなされていないということの認識でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

デポジット制度の導入の関係でございますが、議員ご存じのように、新聞などで6月3日に遠賀川浄化活動取り組み団体のILOVE遠賀川流域デポジット法制化を求める事務局の方々が、デポジット制度導入などを求める要望書ですか、これを国に提出されたといったなどの報道があっておりました。

それと、今回芦屋町議会におきましても、政府及び国会に対して拡大生産者責任及びデポジット制度の導入で、循環型社会の再構築を求める意見書などが上程されております。そういった取り組みが行われておりますし、町長もごみ問題解決が使命であるとも言われております。

それで、今後の水濁協でございますが、そういったところでもこういった情報を収集等やった中で協議を進めていくかどうか、その辺の検討もあわせて行われるものというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほどデポジットの関係で、デポジット法制化を求める事務局あたりの国への要望ということを見たとあることがあったので、ちょっと先ほどのごみの資源化のところにもちょっと少し戻るような形になりますが、5月26日から28日まで、大木町、大川市、筑後市、共同開催による環境自治体会議というのが開催されまして、これは全国自治体としては約60団体が、18年前この環境自治体会議という任意団体が発足しまして、今年で18回目を迎えるということで、会場が福岡県内の先ほど言いました3つの団体、大川市、筑後市、大木町というところで、この自治体会議を行われて、そしてこれは全国でたくさんある自治体のうちの約60団体が登録し、そして個人登録者あるいは団体の環境保護団体などの加入もありまして、そんなに大きくはないんですが、これもこちらのほうでは地元の記者が余り報道してなかったんですけども、延べ人数ですけど、3千四、五百人の参加を得た、大きなこの自治体会議があったんですが。これに関しては大木町、大川、筑後あたりで共同して実行委員会つくってたんなんですが、私も実際参加して、2日前に担当課のところ、この通称筑後会議と言いますが、これのご案内が各自治体に行ったもんだと思って、担当課長に聞きましたら、何ですか、筑後会議ちゃあ全然聞いたことありませんとおっしゃったので、私もちょっともう終わってからではあったんですが、実行委員会をされてたところにきいたんですね。せっかくそうやって全国開催が今年福岡であったのであれば、各県下の自治体にはご案内は差し上げられてたんじゃないかなと思って、ちょっと終わってから聞いたんですが。10月、11月に1回、県下の自治体に全部ご案内差し上げ、3月のところでもご案内差し上げましたということがあったんですが、そういう文書はすみません、後もってではございますが、どこがお受けになりましたでしょうか。どなたも見ているしやいませんか。ご回答いただける方がいらっしゃらないんですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

そのこととはご連絡等はあっていたというふうには思っておりますが、議員からのお話を聞きまして、確認をさせていただきました。そうすると、文書のつづりの中

にその文書はございましたので、申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

終わってからこういうこと言ってもあれですけど。ひょっとしてうちの自治体は届いてなければこれは大変だなと思って、ちょっと確認させていただきました。

その筑後会議の3日目の最終日に、このデポジット制度を国に求める。あるいは生産者拡大責任のそちらのほうも一緒に求めるということもあって、その流れでいくということもあったんですが、いずれにしても今後遠賀川流域のリーダーサミットで提案されたのが、そういう機関で流域の首長さんたちと詰めていっていただくことでは期待もし、私ども議員としてもいろいろな働きかけをしていかなければならないかなと思っているところです。

それと、最後のところになります、環境基本計画あるいは条例制定についてですが。

私もあと残すところ1年、波多野町長も任期はあと1年だと思いますが、私この8年、9年目にして、今回でこの提案をするのは4回目なんです。それだけ皆様も含めて記憶が薄いということであれば、私の思いがなかなか伝わってないなという反省もあるんですが。

1回目が2003年、平成15年の12月議会。私が議員になって12月の議会です。そのときはちょうど鶴原副町長がいらっしゃいますが、住民参画条例策定中だったんです。住民の方の協力を得て。だから、私としてはいろんなまちづくりに引っかけた条例っていうのがありますよね。芦屋町の場合は、観光まちづくりビジョンとか。そういう意味で、ぜひこの芦屋の総合的な環境政策をまちづくりの一環としてつくっていただきたいと。そのことを住民参画条例策定中の折に引っかけて言ったつもりでした。そのときには今の町長みたいに、にべもなく考えておりませんと。当然そのときは波多野町長は議員さんでいらっしゃったんですが。

そして、2回目が2005年、平成17年9月議会。このときはアフリカから見えました、もったいない運動の、あのさなかでしたから。このもったいない運動に環境政策ですね。ごみの削減あるいは温暖化防止対策、それに絡めて申し上げました。それで、そのときに今回答いただいた当時の課長さんが、実際そのときに策定してる他の自治体を検証中とおっしゃいました。検証しているところであると。そして、そのときの県下のいわゆる策定自治体の数まで調べてご報告いただきました。

そして今回です。それで、今回申し上げましたのは、1回目の質問に書いてあるとおり、これだけ芦屋は本当に遠賀川の河口堰のごみの問題、そして水質いわゆる水質の悪さですね。毎年ワースト2、3を行ったり来たりしてるような、私たちの命の水である遠賀川の水がこういう状態であるという大きな問題を抱えているのと、芦屋海岸という海浜の保全、これは私もずっとこの間いろいろなところで問題提起もし、いろいろ発言もしてきてますが、芦屋の海浜、海岸保全、このテーマもあります。そして、ごみの問題、リサイクルの問題、循環型社会というこの大きな地球的テーマに、これは地球一人一人のみんなが取りまななきゃいけない、そういう時代にあって、芦屋町は特にそういう流域団体に対してでも自分たちのそういう被害を訴えている以上、私たちの足元のところでも、これだけ努力をしているという、そういう総合的な環境政策というのは、私これ本当にまちづくりの一環としてずっ

と提案してきました。

というのは、2年前にプラスチックごみの分別回収がありました。そのときに問題にしたのは北九州市がわずか1年でたしか20%のごみ削減を目標に上げて、それを2カ月間、職員と地域の人たち、それはもう地域でまちづくり協議会というのがもう既にできてましたから、職員と地域のそういう人たちが半年かけて、毎回毎回張りついて、そしてそれを見事にわずか1年で20%削減したという話もたしかしましたが、なかなかそれが伝わってないんだなということも含めて、その計画を立てられても、そこにどういうふうにする、方策が全然見えない中で、結果でしか報告がされない。結果がたまたま例えば15%になる場合もあるかもしれません。そういうみんなでも共有、住民と職員と事業者とみんな頑張って、ひよっとしたらそれ以上の成果が出るかもしれない。そういう働きを共有化することは町のいわゆるコミュニケーションを図ることにもなるし。大変です。確かに。大変ですが、そういうことをやっていくためには、これ一つの案ですけれども、何回も言ってますけど、出前講座で待ってるのではなくて、やはりこの一つ問題、ごみ減量化の問題の一つとっても、時間をかけてでも1区1区、自治区でやっば守っていくとか、そういうことの必要性を私感じているんです。そこにはそれこそ数人しか来ない自治区もあるかもしれません。ですが、もうそういうことからしないと、要請があったときに行きますという2年前の答えだったときは、本当に愕然としましたし、今の課長のあれでも、なかなか本当に危機感があって、それをこういう方法で解決していきますという熱意が伝わってこないし、内容もこの文章だけでは具体策は見えてこないという。そういう思いがあって、最後のこの項目になった次第でございます。

それで、環境基本法の私のとらえ方が悪いのかもしれませんが、法律6条ですね。ちょっと文章を読みますと、7条だけですが、基本理念にのっとり、環境の保全に関し国の施策に準じた施策及びそのほかのその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し及び実施する責任がある。これはいわゆる芦屋町全体に係る環境施策を具体的につくり、そしてそれを実施しなさいよということではないんでしょうか。町長、もう一回お聞きしますが。それを踏まえて、私総合的な基本計画をおつくりいただく気持ちはないか、お尋ねしてるところです。

○議長 横尾 武志君

副町長。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

第7条は、今言われましたように、基本理念にのっとり各地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定しという、この施策を策定するというのが責務というふうになっておりますので、策定しなければならないというふうには考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

ですから、3回過去質問するたびに、お答えになる課長さんがそれぞれ違うんですが、検討中とか、そして次にはつくらなければならないと認識はしてますと、そして今の副町長も策をつくるということでございます。で、つくるんでしょうかということをもう一回確認したいのは、先ほどの小田議員の中にも、平成23年度か

ら第5次の町の総合振興計画がまた新しいものが出てくるし、今それを策定するために、審議会の公募も先日あったと思いますが、本当はもうその23年度の中には、私としては芦屋町の環境保全に関する基本計画ができていて、それが芦屋町の今後最低10年間の環境政策のベースになる、基本になるというぐらいになることが理想です。ところが、もうそれをわずか1年足らずの間につくれていることはもちろん無理だということですし、そして何よかやっぱり町民を巻き込んでしないことには、この環境政策は、町民といいますか、事業者も含めてしなければ、行政だけでつくってできるものじゃないですよ。そういう意味で、本当に取り組んでいただきたい。そのためには、わずかごみ資源化の問題一つにとっても、堆肥化の一つにとっても、やはり町民、私たちも含めて、それぞれいろんな提案を持っていったり、いろんな専門家の方をご紹介したりとかいうことがありますので、それは私たち個人も努力はしていきますが、結局何をやるでもお金があるということで、何となく役所というところは動く前にあきらめておしまいになるという、そういうところがありますので、これはいろんな事例があります。そのために、もう山のように私は資料を持っておりますけれども、今回ちょっと説明はできませんでしたが、資料として基本計画の資料をコピーをさせていただいたところは飯塚市でございます。飯塚市は2年間かけて環境基本計画を住民と一緒に、市民と一緒につくってありますが、それが今皆さんにお渡ししてるのは、こういう表現で町民に知らせた。もちろんこれはつくるまでが相当ご苦労があったんでしょうけど、つくるのが目的ではなくて、これをどうやって実行するかが一番の問題ですので、それがこういう表現の仕方ということですから、これをまねてせいということではありません。とりあえず、芦屋町の環境政策の課題を掘り起こすことから始まりますが、それも住民の皆さんと一緒にぜひ取り組んでいただきたいということを切にお願い申し上げますが、最後に波多野町長、この私の要望に対してどうお答えになりますか。お答え願います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の質問、それからご説は本当にごもっともなことであり、日ごろよりその環境問題につきまして非常にご努力されておられるということにつきましては敬意を表するわけであります。

この環境基本計画と条例策定の件なんですけど、実は私も不勉強でございまして、よく存じ上げておりませんでした。今、るるお話しをお聞きして、ずっと聞いておったんですが、芦屋町には正直なところ芦屋町環境美化に関する条例があるんで、これで事が足りるのではないかと思っておったのが事実であるわけであります。

先ほど、飯塚のほうの資料を見させていただきました。始まる前、見させていただいて、これは行政がどうかかわって、民間の分やないかというような形で副町長に聞いたら、いや、これは飯塚市ですよというふうで聞いてびっくりしたわけでございます。

なお一層職員ともどももう一度よく芦屋町の置かれた立場等々を認識して、この基本計画条例につきまして、どう立ち向かっていくかということについて、しばらくの間お時間をお貸しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

期待を抱かせていただくお言葉でございました。いずれにしても行政だけにそれを押しつけるつもりはございません。私どもも当然いろんな意味で住民団体として、あるいは議会の芦屋町と一緒に盛り立てていこうとする者として、でき得る限りのご協力はしていくつもりでございますので、その点、9月議会でどの辺までいったか、また私もどのぐらい努力をして皆様に本気度を出していただいたか、その結論が出ますので、また9月にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩します。再開は3時20分から。

午後3時06分休憩

午後3時20分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

続いて、1番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

お疲れのところ、最後でございますので、よろしく願いいたします。1番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、町営住宅の今後の計画についてお尋ねいたします。

町民の中には町営住宅に関しての情報がふくそうしていて、何が本当なのかわからないとの声があります。

そこで、1、町営住宅が大変老朽化をいたしておりますが、鶴松団地、高浜団地、緑ヶ丘団地（7街区）の建てかえを含め、今後の維持、管理等の計画についてお尋ねいたします。

小さな2番目といたしまして、町営住宅における障がい者、高齢者の対応について、手すりの設置状況（設置箇所等）をお尋ねいたします。3、今後、エレベータを設置する計画があるのかどうかお尋ねいたします。

大きな項目2点目といたしまして、災害時における避難場所等についてお尋ねいたします。

1、避難場所の数及び避難場所の名称について、2、災害時における備蓄用品の項目と数量について、3、オストメイト専用仮設トイレの備蓄が必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。4、ストーマ用装具の備蓄について。

以上の点につきまして、1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

1件目、町営住宅の今後の計画について、要旨1番目でございますが、お答え申し上げます。

現在、管理しています町営住宅のうち、最も古い住宅で、昭和37年建築のものがございまして、その他ほとんどが昭和40年代に建築されたものでございます。

ご指摘のとおり、全体的に老朽化が著しい状況ではございます。

町営住宅の建てかえや維持管理につきましては、町営住宅ストック総合活用計画を平成14年に策定し、平成20年度に見直し計画を策定後、現在、この計画に基づき維持管理を行っているところでございます。

団地のうち、高浜団地につきましては、今後、町営住宅用地として活用しないことと、新規募集の停止、空き家となった棟につきましては、順次解体することになっております。鶴松団地、緑ヶ丘団地などの他の住宅につきましては、現状維持としています。

今後の町営住宅全体について、平成23年度に策定いたします新ストック総合活用計画などにおきまして、将来計画を策定する予定でございます。

続いて、要旨2番目につきましてお答えをいたします。

手すりが設置されています住宅は緑ヶ丘団地7棟から12棟までの6棟でございます。1階から5階に転落防止フェンスと一体の構造のものが設置されています。さらに1階から2階については玄関側にも設置しております。

しかし、他の町営住宅、所得制限外住宅につきましては、手すりを設置いたしておりませんが、入居者の方などからの申し出によりまして、介護保険の補助制度を利用してなどの自己負担で設置されている箇所もあります。

続きまして、要旨3番目でございます。

町営住宅へのエレベータ設置につきましては、平成20年度策定のストック総合活用計画見直し計画で、住宅の現状を踏まえ個別改善事業として財政状況において実施可能なものを順次行うようになっており、高齢者対応といたしまして中層住宅へのエレベータ設置につきましても検討はされました。

しかし、設置費用として1カ所に約1,000万円以上の事業費がかかることや、構造上大幅な改修を行わなければならないなど、その後、やはり構造上設置するのは無理だといったこともございまして、実行にいたっていない状況でございます。

なお、平成23年度に、先ほど申し上げました新ストック総合活用計画などを策定する予定でありますので、この計画策定の際に今後の建てかえを含めた維持管理方法を明確にしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、災害時における避難場所等についての1点目、避難場所の数及びその名称ということでございますが、これは芦屋町地域防災計画で定めております、いわゆる指定避難所といたしまして14カ所を指定しております。場所につきましては、小中学校4カ所、それから中央、東、山鹿の各公民館で3カ所、老人憩いの家で3カ所、それから総合体育館、町民会館、小体育館、武道館でございます。また、地区避難所といたしまして、町内25カ所の地区公民館も指定しております。

2点目の災害時における備蓄用品についてでございますが、まず備蓄食料といたしまして、300人の人が3日間生活できる食料をトータルとして備蓄しております。具体的には水のペットボトル、これは1.5リットル入りで800本、それから0.5リットル、500cc入りで960本、それから白飯を主体とした主食、それから豚汁とかけんちん汁などの副食、こういうのを合わせて1,650食、それから菓子類として1,614食、それから水と白飯と副食のセットになったものが

ありますが、これも420食であります。

そのほか、毛布19枚、衣料品、医薬品、このセットが7セット、また土のう袋1,000枚を始めスコップ、つるはし、そういった資材も備蓄いたしております。

3店目の、オストメイト専用仮設トイレの備蓄の件でございますが、専用の仮設トイレとしては、確かに製品としてはございます。これもレンタルは可能でございますが、仮設としての設置、これが簡単に折りたたんでどこか部屋の隅にぼんと置いておくという、そういう代物ではございませんで、仮設としての設備、設置となりますと、当然避難所の屋外となりますし、大雨の場合の使用には支障があると想定されます。

また、費用的に見ましても、購入設置するならば概算として約600万円程度がかかるということが示されております。

これをレンタルした場合でも1カ月のレンタルの基本料金が30万円、それに1カ月分として15万6,000円、その他実費の運搬量がかかるということでございます。さらに注文してから届けていただくまでには1週間程度必要であるということでございます。

こういうことを考えますと、現在、役場庁舎の1階、2階、それから町民会館の1階、中央公民館の1階、それと子育て支援センターたんぽぽと町有施設のうち4施設、5カ所にオストメイト対応トイレを設置しておりますので、オストメイトの方々が避難される場合にはこういった施設にご案内する方が現実的ではないかと考えております。したがって、備蓄しておくという考えは今のところ持っておりません。

ただ、山鹿地区の避難所には設置している施設がございませんので、例えば総合体育館の多目的トイレを改造してこれに対応するということにつきましては、今後の検討課題であろうと考えております。

4点目のストーマ用装具の備蓄についてでございます。議員さんご存じでしょうけど、ストーマ用装具とは人口膀胱や人口肛門を造設した際、腹部につくられたストーマから排泄される尿、もしくは便を貯留するための装具のことを言いますが、原則としてビニールでつくられ、用途別に人口膀胱用と人口肛門用に分けられております。

また、システム的にワンピースタイプと申しまして、これはお腹に貼りつける部分、これをフランジというそうですが、それと貯留するための部分、パウチというそうです。これが一体となったものがワンピースタイプと言われております。

それと、ツーピースタイプと申しまして、お腹に貼りつける部分のフランジと貯留するためのパウチ、これがそれぞれ別個になったもの、この2種類に分類されるということでございます。

この装具は、製造メーカーによっても、また仮に同一メーカーであってもその種類は多数あるため個人個人に合わせてご使用になっているわけですが、そういった関係で個人個人が使用されているすべての種類を備蓄しておくということは大変難しいのではないかと考えております。

その対応策といたしましては、使用されておられる個人の方々が最低1カ月分程度の備えをしていただくことが最善策ではなかろうかと考えております。そして、もしも大災害等々で避難生活が長引いてお手持ちの製品が少なくなった場合、こういう場合には当然のことながら追加購入のお手伝いをしなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

まず町営住宅の計画からお願いいたします。

先ほど、課長も述べておられましたように、鶴松団地、私が昭和38年にこの鶴松団地にお世話になりましたので、もう既に47年から48年を経過しようとしている一番古いところではないかと、このように思っております。で、鶴松は平家でございますので、手すり等は介護保険を利用しての設置でよろしいかと思うんですが、先ほどの7街区の緑ヶ丘住宅におきましては、なぜか不思議でならないのが、2階までは手すりがこうついている、先ほど言われた7から12までの住宅においては2階まではついていて、本来だったら3、4、5というのが必要性をこう感じるんですけども、私も5階まで上がるといったら本当大変、どうきがいたします。上まで上がっていったらですね。

で、2階までぐらいただたらくらか持たなくても上がれるんですが、3、4、5となるとやっぱり手すりをちょっと持たないと大変きつい思いがいたします。なぜこの2階までしかついていなかったのかどうか、その点についてお答え願えますか。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

この1階、2階に手すりがついているといったところでございますが、これにつきましては、高齢者の方たちで要望等がありますれば1、2階に住みかえるといった方法などもとっているところでございまして、できる限り高齢者の方、現在、全体的には入居者の平均的なことからしますと、約三十二、三%の方が年齢65歳以上の世帯ということになっております。

そういった方たちから必要であれば要望によりまして住みかえ等を行うといった方法をとっておりますので、この7棟から12棟までの玄関側でございますが、手すりをつけているというふうに思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

32%の方が65歳以上ということで、私も何度もそこに、4階、5階とお住まいの方から相談を受けて、それから医者の方の診断書も取り寄せてしたらどうだろうかということで、7,000円ぐらいするんですが、やはり住みかえをお願いしたいといっても、やはり下の方も上に上がるということはもう大変困難なんですね。やっぱり1、2階が一番いいわけですから、だから4、5階におられるその32%の65歳以上の方が、すべての方が1、2階に降りてくるというのは、これはもう大変難しい問題でありますので、これは早急にやはり手すり等の設置が必要ではないでしょうか。これ住宅法の中にバリアフリー化というのほうたわれておりますので、これが建てかえの場合においては既に全面的にバリアフリーにしなければならないというものがございまして、もう旧来建っている建物ですので、それは手すり、もしくはエレベータを設置するよというこの国の補助メニューも当時、私が随

分前にこのエレベータの問題も検討していただいた経緯があります。

その当時は、1基が800万円ぐらいでございましたが、今は1,000万円ぐらいかかるということで、それと今言われるように、耐用年数も大分たっておりますので、果たしてその1,000万円をかけてつけるのがいいのか、建てかえがいいのかというのはもう今後の課題になろうかと思いますが、そこまでにいたるまでにはやはり最低限のそのバリアフリー化、障がいをお持ちの方、高齢者の方々のためにぜひこういった問題はクリアをしていただきたい、このように思います。

来年度は、毎年計画にはその手すりをつけていくという計画がございますか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

平成22年度につきましては、緑ヶ団地5棟、6棟の共同階段の方に手すりを設置いたします。23年度につきましては、同じ団地の3棟、4棟に手すりを設置する計画としております。24年度以降につきましても、順次計画に基づきまして4階建て以上の団地につきまして手すりを設置する計画で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

その場合、来年度に5棟、6棟を手すりを設置されるということですが、これは5階まで手すりをつけていただくということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

まことに申し訳ございませんが、22年度におきまして行います。この工事につきましては、1階から5階までということで考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

住宅のバリアフリー化ということで、プラスの拠点として住宅が最も重要である。個々の住み手の要求にあわせる前にできるだけ、すべての人に対応できるようにしたのが長寿社会対応、住宅設計指針であると、このように指針の中にはうたわれております。

それから、室内の床の段差を解消して、これはもう新しい建築をした場合のことだと思いますが、室内の床の段差、今も新緑ヶ丘は全部バリアフリー化になっておりますので、今後新築される建物においてはそういったものが義務化されていると思います。

手すりを必要な場所に設置し、廊下やドアは介助車いすが通れるようにつくるという発想が基本であるということにうたわれております。

で、障がい者の方、それから高齢者、特にまた今からもふえるわけでございますので、やはり住宅においてはこのバリアフリー化、障がい者のために何とか移動等が円滑な促進ができるように、これも法律化されておりますので、その点、今後検

討課題としていろんな問題を取り上げて検討していただきたいと、このように思います。

エレベータのこともあわせて今後の検討課題でお願いいたします。

それでは、この1点目を終わらせていただきます。

大きな2点目といたしまして、災害時における避難場所等についての問いでございますが、先ほど、課長のお話では、14カ所というお話がございましたが、この防災マップを見ましたら12カ所になっておりますけれども、どこかの中には漏れてないでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それは、ちょっと内容が古うございます。後日追加いたしまして、先日広報の中に織り込みましたこの洪水ハザードマップ、これ広報の中に織り込んで、常備してくださいというこの中にも名称、場所、これすべて14カ所、それと地区公民館25カ所明示しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

大事に保存版で保管しておったのを出したわけでございますが、これには12カ所でございます。

それから、最近特に避難場所は私も自転車で通るときに、東公民館のところは目につくようになりました。以前はあれがなかったので、位置的なものがわからなかったんですが、ところがよく聞かれるのは、津波のときに芦屋町は大城の方とか粟屋が一番高いんですけれども、全部つかっちゃうんじゃないですかというお話があります。

どの程度の津波を想定しての避難場所の設定なのか、その辺をお尋ねしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

地震津波ハザードマップにつきましては、現在作成中でございます。で、どれぐらいの規模の地震を想定し、震度とか深さですね、それをどういう数値に設定するかによって洪水、津波の高さであるとか揺れの強さ、したがって、避難場所がどうだというのが決まってくるわけですが、これは今業者委託しております、先般も私も同行したんですが、九大の専門の先生のご意見を伺いながら、いろんな活断層がこちらの方にあるようです。

そこで、震度いくらの場合はどうだ、いくらの場合はどうだと、そういうシミュレーションをしてそういうのを参考にしたハザードマップ、これを作成中でありますので、完成後また全家庭に配付する予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

先ほど、町長のお話の中にも福岡での地震のお話がありました。で、やはりこの福祉のまちづくりということで、これが要綱ができたのがやはり1995年の阪神淡路大震災によって身体障がい者の災害時の安全問題がクローズアップされたからより総合的な取り組みを目指そうということで計画が、要綱がつけられたようにあります。

で、健常者の場合、どなたにしても、健常者であろうとそれは障がい者であろうとも、災害が起こったときにはどのような状況になるかはわかりませんが、先ほど備蓄用品の人口300人分とこうおっしゃっていましたが、その3日分ですよ。これで本当に対応できるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

300人が3日間ですから、延べ900人分ということになりますけれども、大災害、それからその復旧まで相当時間がかかる、避難生活が長引くということになれば当然足りません。当然そのときには、災害が大きくなれば県の指定を受ける可能性もありますけれども、そういったときには県の支援、それからコンビニ店との連携、協定も県との間で結ばれていますので、そういった物資の搬入については確保されると思います。

それで、県のそういう災害指定を受けなくても、受けないような災害であっても当然避難者の数、それから食事の量、この辺が足りなければ当然買い足しと言いますか、そういったことはしなければならぬ。

幸い婦人防火クラブもできておりますので、炊き出し等をしていただくとか、そういったことで対応しなければならぬ、そのようには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それから、備蓄用品の食べ物についてでございますが、当然賞味期限があるかと思いますが、定期的に交換なされているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

今、備蓄しております製品の賞味期限は3年ものと5年ものがございます。で、これはいつからでしたかね、平成16年度から購入を初めまして、当然賞味期限が切れる前に買いかえと言いますか、やっております。

したがって、これはほぼ毎年度買い足し、買い足しと。で期限の切れたものについては廃棄する部分もありますし、消防の訓練等々でそれから消火活動でお昼、夕食の時間帯、家庭に帰って食べられないというような状況のときにはそういった消費期限切れの近いものについて団員の方々にも食べていただいております。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それから、オストメイト専用の仮設トイレでございますが、先ほど600万円ぐ

らいとおっしゃっていましたが、私の資料に基づきましたら、1基が23万7,300円、これを2基買いましたら1基を21万5,250円ということで設置をされているところもありますので、その点、ぜひ、なぜかと言ったら、例えば総合体育館には多くの方が収容できますね。避難できます。その場合において、やはりオストメイト用、あそこありましたか、ないですね、ないんだったら特にやはり改修していただくか、もしくは多機能トイレ、簡易トイレでも構いませんが、安くであるようでございますので、健常者は本当は、はずかしいでも、女性でも用をたそうと思えばどこでもやれます。しかし、オストメイト装具をつけた方というのは洗わなくてはいけない、水ですね、洗浄しなければならないわけですから、どこでもというわけにはいかないんですね。芦屋町には私もどのくらいの方がいらっしゃるかというのは把握はしておりませんが、例え少人数であってもそれは一つの避難の対象用具としてですね、私は町において一つでもやはり準備しておく必要があるんじゃないかと思っておりますけど、この点は町長、いかがでございますか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと答えに窮するんですけど、確かに議員言われるように、備えておくに越したことはないと思うんですけど、課長が申しあげましたように、山鹿地区にありませんので、総合体育館で多目的トイレを改造するというふうに答弁しております。

人数的には町内で24人ぐらいいらっしゃるそうでございます。山鹿地区が5人ぐらいということで、そういう方たちにはできるだけ装備してあるところに行ってくださいという形で24名でございますので、十分購入しなくても対応できるのではないかと考えております。

また、今後どうしてもやはり購入する必要に迫られれば、そのときはまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、最後になりますけれども、ストーマ用具の備蓄についてでございます。

これは、先ほど課長もおっしゃってございましたように、いろんな装具の形もその人によって、使用者によって形状などが個人差があるために、災害時などの緊急時に自宅から、例えばもう避難するわけですから、持ち出すということがもう困難なときがあります。当然、健常者でも何か持ちだして、枕を持ってですとか、いろんなお話があるぐらいで、その人にとっては命に次ぐものでありますけれども、持ち出せない場合がございます。かといってそれを備蓄するというのは大変難しいことではございますが、個別に、これは私はできると思うんですが、持ち出せなかった場合の対応の課題として、装具は個別に名前を標記した本人の手提げ袋などに入れて、施設倉庫内のそのクリアケースに保管をしていただく。個人が希望される方もいいと思っておりますが、その方が希望されればきちんと、そのかわりプライバシーも配慮しなくてはなりませんので、装具は指定の施設のどこにいても預けることができるようなその場所、場所というか保管場所、そういったものをやはりつくって、先ほど人数もおっしゃってございましたので、そんなにたくさんの方ではないのではございますが、その1人の人のためにでもやっていただかないと大変なことではござ

いますので、保管するという事は可能ではないかと思うんですけども、課長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

そういうことであれば多分可能であろうと思います。これは今、町長言われました山鹿地区、芦屋地区それぞれ人数言われましたが、その方々が、福祉の方に聞けば住所もわかるわけですから、じゃあその住所地の方の避難場所、なおかつオストメイトトイレがついておるところはどこがいいのかということは事前に把握することも可能ですし、ご希望があればそういった倉庫なりそういう隔離部分と申しますか、そういったところを設けるということは可能であろうと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

預けることによって、ご本人にとっては安心感が生まれるという、全国の責任者の方がこのように述べておられますので、できることから、できないということを前提でなくて、やっぱりできることから一つずつクリアをしていただければと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

一般質問者は5名でしたので、以上で一般質問は終わります。よって、会期日程を変更し、あすの一般質問は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで総務課長及び財政課長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

またおわびでございます。本議会に上程しております議案の一部につきまして、修正が生じております。何度も何度も同じことであやまり続けておりますが、また今回も同じようなことになって大変申し訳ありません。

詳細につきましては、財政課長の方が説明いたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

このたびは大変ご迷惑をおかけして申し訳ありません。内容説明しますので、お配りした資料を見ていただきたいと思います。

中ほどに書いてますが、今回の報告第5号で、21年度の一般会計繰越明許費繰越計算書ということで、22ページの件なんですけど、変更箇所、黄色の網掛け部分をやってます。で、まず4行目の項の列なんですけど、1、土木管理費ということがそこ黄色で正解してありますが、5の都市計画費ということで、これはケアレスミスで

大変申し訳ありません。

それと、13行目の既収入特定財源の列と一般財源の列、黄色でマーカーしている分で、数字が記入変更されてますが、これにつきましては、芦屋中学校等耐震補強事業、これ学校教育施設の分なんですが、21年度事業分において安全安心な学校づくり補助金が予定より529万7,000円増で入金があったためにその分を既収入特定財源として繰り越し、同額分を一般財源から減額するということでの必要が発生したためにこのような措置をとらせていただきました。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

詳細については委員会でもたお聞きください。最近は誤りが多いので、ひとつふんどしを締め直して、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時56分散会